

史料紹介

地租改正の実施過程における
諸意見について

—旧筑摩県地租改正関係史料—

青山秀彦

- I. 若干のコメント
- II. 関係史料

I. 若干のコメント

(一)

ここで紹介するのは、主として旧筑摩県（廃藩置県により、1871年11月に成立、信濃国筑摩・安曇・諏訪および伊那の4郡と飛騨国大野・益田・吉城3郡を管轄し、1876年8月に廃県となり信濃国4郡は長野県に、飛騨国3郡は岐阜県にそれぞれ合併された。史料によっては合併後にもおよんでいる）の地租改正の実施過程において、そこに生じたさまざまな問題について、それぞれの意見なり見解なりを示している諸史料である。必ずしも全てを網羅しているわけではないが、重要なものは含めることが出来たと思っている。それらの諸意見は、言うまでもなく筑摩県の地租改正事業に密接に結び付いて形成さ

れているのであり、したがって具体的な問題については、筑摩県の地租改正事業の個別性あるいは特殊性とも言うべき内容や性格があらわれている。それと同時に、いくつかの史料は、1870年代から1880年代の初頭にかけての時期の土地問題および租税改革をめぐる問題に関して、全国的な視点からみても一般性あるいは普遍性を持ちうるような内容や性格を示していると考えられる。それらは、この時期、すなわち日本資本主義の本源的蓄積期＝過程の歴史的な特質をとらえる試みに対して、いくつかの手掛りを与えてくれていると言えよう。ここで史料の紹介を行なう主たる意図も、この封建的生産から資本主義的生産へ転形をなす転形期に関するそれらの手掛りをえようとする点にある。そこで史料紹介を行なうにあたって、まず最初に、解説にかえて、若干のコメントを記しておきたい。

周知のように、資本主義的蓄積に先行し資本主義的生産様式の出発点をなす本

源的蓄積の過程において、農業生産者（農民・耕作者）からの土地収奪はその全過程の基礎をなし、その土地収奪の歴史は、国によって異なる色彩をとり順序を異にし歴史的時代を異にし異なる諸段階を通過するとされ、それが典型的な形態をとるのは、イギリスのみであると規定されている。また、この農業生産者に対する収奪が根本的な方法で行なわれたのは、まだイギリスにおいてだけであるが、しかし西ヨーロッパの他のすべての諸国も、同一の運動を経過しつつあると指摘され⁽¹⁾ていた。ここで、土地収奪の歴史は、イギリスを典型としつつ西ヨーロッパ諸国に限定されている点に注目しなければならない。そこで、つぎにロシア社会について指摘されている諸点に、注目しておきたい。それは、つぎのような諸点である。

①農業生産者たちを収奪するには、イギリスやその他の西ヨーロッパ諸国でおこなわれたように、かれらをその土地から追いはらうことは必要ではない。農民たちからかれらの農業労働の生産物を一定の程度以上もぎとろうとしてみることだ。そうすれば、憲兵隊や軍隊をもってしても、かれらをその耕地につなぎとめることはできないであろう。②農民の負担と犠牲において、国家は、ヨーロッパの資本主義制度の枝を温室のなかで成長させた。ところがこれらの諸部門は、農業の生産的な諸前提をすこしも発達させないで非生産的な仲介者たちによる農業生産物の盗掠を容易にし、つよめるのに

もっとも適しているのである。③ある類型の資本主義が、すなわち国家を仲介として農民の負担によってやしなわれている資本主義が「共同体」とむかいあ⁽²⁾っている。

これらの指摘の内容から、示唆的な点をいくつかあげるならば、まず、農業生産者に対する収奪について、イギリスおよび西ヨーロッパ諸国と異なるありかたとして、農業生産者、すなわち農民からその農業労働の生産物を「一定の程度以上」もぎとるという収奪のありかたが示されていること、そして、国家が、農民の負担と犠牲によって、資本主義制度の枝、言いかえれば、公債の制度、取引所、銀行、鉄道、商業に関する制度などを造り出し、それらの諸部門にもとづいて商人資本・土地所有者・金貸資本などによる農業生産者に対する収奪が行なわれていること、さらに、いずれも国家が仲介し、国家が仲介者としての機能および歴史的役割りを果していること、などの諸点である。これらの諸点は、資本主義的世界経済の世界史的法則が成立し、その法則が自からを総括している資本主義的世界市場が形成され、その一環としてくみこまれた半未開的な農民国の資本主義化の歴史的特質を把握するために、きわめて示唆的であるといわなければならない⁽³⁾であろう。

ついで、日本資本主義の本源的蓄積期＝過程について、若干ふれておきたい。その時期＝過程については、つぎのような二つの時期＝過程に分けられるである

う。すなわち、第一は、18世紀後半の宝暦～天明期から19世紀前半の幕末期にいたる封建的領有制の自律的な解体過程であり、それは本源的蓄積期＝過程の前期＝第一次過程である。そして、第二は、幕末開港以後、1890年代におよぶ時期であり、とくに1870年代の後半から1880年代にわたる時期を中心とする、本源的蓄積期＝過程の本格期＝第二次過程である。⁽⁴⁾そこでは、農業生産者に対する収奪を基軸として、民衆の大群の収奪が展開されている。この時期＝過程は、資本主義的世界経済の世界史的法則のもとでの、封建的領有制の解体過程における特質という歴史的条件によって規定されつつ、地租改正を直接的かつ具体的な起点として、開始されている。その地租改正において、地租を金納にしたこと、地租を高率に維持したこと（すなわち国家の財政上の苛斂誅求）、土地の私的所有権を法認したこと、これらの相互に関連している三つの要素が貫徹されていったことが、農業生産者、すなわち農民からかれらの農業労働の生産物を「一定の程度以上」もぎとり、本源的蓄積を押し進める主要な契機となったのである。それらの三つの要素のうち、土地の私的所有権の法認は、封建的生産から資本主義的生産への転形期において、土地取引関係および不動産抵当金穀貸借関係の法体系のうちに位置付けられることによって、はじめてその法認の意味がとらえられるのであり、そこに地租改正とそれらの法体系との相互規定的連関があるのであるが、それらの

法体系の形成については、当面取り扱うスペースがないので、したがって、ここでは地租を金納にすること、地租を高率に維持すること、この二つの要素が、どのように農民からかれらの農業労働の生産物をもぎとることになるか、この二点を主としてとりあげることにはしたい。この本格期＝第二次過程の起点においては、①資本主義化の上からの道をになっている特権的な商人資本(家)、大地主、②①に対して副次的な矛盾・対立関係にある地主(質地地主)、したがってそのもとにおける質地小作関係、③資本主義化の下からの道をになっており、①に対して基本的な矛盾・対立関係にある豪農、中農(農業経営範疇における小農、経営形態における自作農および自小作農、歴史的にあたえられている位置はマニユファクチュア経営主)、したがってそのもとにおける豪農—農村プロレタリア的な階層の階級関係、このような階級関係およびそれにもとづく社会構成を示していた。したがって、農業生産者の農業労働にもとづく生産物をめぐって、農業生産者自からがそれを確保するか、地主(質地地主)豪農層が収奪を維持・強化するか、それらを抑制しつつ国家が仲介して、特権的な商人資本(家)、大地主による収奪が行なわれるか、土地問題および租税改革における農民的な構想、地主豪農的な構想、政府方針が生み出される。その農民的な構想とは、農業生産者の利害にもとづくものであり、必ずしも地主豪農層の利益を押しつけるものではなく、その内部

に矛盾を含んでおりその特徴は、小農経営のブルジョア的な発展の方向を示している点にあった。これらの三つの構想において、農民的な構想と政府方針とが基本的な矛盾・対立の関係を示しており、農民的な構想と地主豪農的な構想、およびその後者と政府方針とは、副次的な矛盾・対立の関係を示していた。なお、地主—小作関係における小作農の主要な主張は、小作料の金納化、小作料の軽減、ひいては小作関係の解消による小土地所有者への上昇にしばられると思われるが、しかし、それらは土地問題および租税改革に関する構想として、必ずしも明確化されていなかったのではないと思われる。

注(1) 引用文を明記することをしなかったが、『資本論』(岩波文庫版、四)第1巻第7編第24章による。

(2) 同じく、石堂清倫訳「ヴェラ・ザス—リッチへの手紙」(手島正毅訳『資本主義的生産に先行する諸形態』、所収)による。

(3) この点については、すでに野呂栄太郎によって、つぎのように指摘されていたことを想起すべきである。すなわち、「今日、普通我が資本主義の特殊性とせらるゝものゝ中には、世界資本主義の現状に即し、国際資本主義的關係より考察する時は、却って資本主義発達一般法則の所産に過ぎざるものが多いのである。故に、我々の分析の必要とした所は、所謂我が資本主義発達の特異性の発見にあったのではなくして、世界資本主義的連鎖の一環としての我が資本主義が、国際資本主義的諸

条件の下に於て、我が国の地理的、人種的、及び歴史的條件に依つて制約せられつゝ、現実に如何なる具体的發展形態を取つたかを究明するにあつたのである」(『日本資本主義発達史』鉄塔書院版、pp. 82~83)。この指摘は、今なお新鮮さを失なわない。

(4) なお、本源の蓄積の1880年代のありかたについては、『八王子市史』下巻、拙稿参照。

(二)

つぎに、筑摩県の地租改正事業の経過について、簡単に述べておきたい。まず大蔵省編『府県地租改正紀要』(昭和34年復刻版、中)をみると、つぎのように時期区分されている。「本県ノ地租改正ハ明治六年二月ニ著手シ同十一年十一月ニ至リ整頓ス」(旧筑摩県、p. 1)。しかし、この着手と整頓の時期は、必ずしも妥当なものではない。整頓の時期を1878(明治11)年11月としている点については、同書中に、「且伊那郡ノ内三拾七ヶ村再調ニ由テ減セシ所ノ改正反別及地価地租ハ都テ之ヲ除却セシモノナリ」(同、p. 8)として、伊那郡37か村の再調後の数値が用いられていることから判明するように、飯田支庁管轄下の伊那郡における地押丈量の再調査(新地租へ移行した後の再調査)が終了し、地租改正事務局によって認可された時期を、整頓の時期としているのである。そのかぎりでは、一応の意味をもっているのであるが、それとても時期区分として必ずしも妥当なものではない。いやむしろ、このように

1878 (明治11) 年の地押丈量の再調査の実施をもって筑摩県の地租改正事業の終了とする政府方針そのものが、後述するように、伊那郡の地価引直し問題の解決を引き延し、事態をさらに紛糾させることになったのである。また、着手の時期を、1873 (明治6) 年2月 (なお横瀬文彦の「北巡私記」もこの説をとっているが…) としているのは、筑摩県の地租改正の実施過程に照らしてみても、理解しがたい。むしろ、同書の性格からして、地租改正法の公布の時期、すなわち、「明治六年七月」の誤謬ではないかとさえ思われる。さらに、もしそうだとすると、これまた時期区分としては必ずしも適当なものではない。なぜならば、筑摩県の地租改正事業においては、壬申地券に関する調査の段階の方法が、地租改正法の公布以後にも持ちこまれており、地租改正法、とくに地方官心得書に示されている検査例則の方式に転換するのは、遅れて、翌1874 (明治7) 年3月末日以降であるからである。

これらの諸点を考慮して、ここでは、筑摩県の地租改正の具体的な実施過程に即して、一応の時期区分をしておくことにしたい。

○第1の時期。①1872 (明治5) 年2月地券発行に関する調査に着手～翌年7月地租改正法の公布前まで。1871 (明治4) 年11月下旬筑摩県が成立し、その年末にかけて、参事永山盛輝 (薩摩藩士族・元伊那県大参事) らと旧県 (旧松本・高島・高遠・飯田4藩) の各大参事らとの間に、

郷村の引渡し期限および旧藩の負債支消の問題などについて話し合いが行なわれ、翌年1月筑摩郡松本において筑摩県政が開始された。その頃、政府は、すでに東京府下の武家地・町地などの従来の称を廃止し、地券を発行し地租を収納する方針を布告しており、県当局は、従来の旧藩の貢租收取体系を調査し、安石代など貢米石代の改訂に着手するとともに、2月にこの政府の方針にしたがい、旧松本県から請取った貫属士族卒邸および市中の地子免除の地に地租を賦課するための調査に着手した。それは、その後、さらに旧高島・高遠・飯田各県、旧名古屋県取締所内、飛騨高山にもおよぼされていた。一方、元伊那県 (明治初年の直隸県) 管轄下の筑摩郡の地主豪農層は松本に県庁が設置され県政が開始されるとともに、その県政に関する御下問の場所、すなわち県民会の開設を求め、さらに5月に入って、同郡の南新村の上条四郎五郎 (戸長)、蘇我村の萩原次郎太郎 (戸長)、和田町村の窪田畔夫 (戸長) は、県当局に対して国を富し基礎を固くするための租税改革構想を提起した。また翌年2月には、安曇郡借馬村の海川三郎衛が租税改革について意見を提出し、貢納諸役掛りにかかわらず、作徳と実地の広狭・善悪によって、地券の地価を定めることを主張している。1872 (明治5) 年7月政府によって壬申地券発行の方針が達せられたため、翌8月以降、県当局は、郡村についても壬申地券発行に関する調査を始め、県庁官員を巡回派出し、翌年7

月までには各郡村ともにほぼ調査を終了するにいたった。その間、各郡村によって多少異なるが、地引帳の作成(第1次)→調直し→地引帳の再作成(第2次)の作業が行なわれた。

②1873(明治6)年7月地租改正法の公布～翌年3月県当局の方針転換まで。地租改正法の公布以後においても、県当局の方針は、地押丈量および地価について変更なく、壬申地券発行に関する調査の方針がそのまま継承された。地押丈量については、兼て手を尽し実を得ているとされ、実地売買至当の価を地価とする売買地価説をとっている。新たに行なわれたのは、地租改正の上諭の趣旨を徹底させることと、新しい雛形にもとづいて地引帳および村絵図などを作成することであった。とくに、上諭にもとづき、数百年来の錯雑の弊を一洗すること、公平至当に帰すことを、眼目としている。そして、秋に入り、県当局の地租改正着手順序見込書を大蔵省租税寮に提出した。ところが10月になって、同寮租税頭松方正義から、その見込書に不分明の廉が有るから、県庁の地租改正担当者をさし出すようにと命じられた。そのため、租税課・出納課の大属黒田直方が上京し、租税寮において推問を受け、さらに口述では判然と了解しかねるからと言う理由で、実際の着手の見込順序などを書面にしたため黒田の印判をおして、提出させられた。一方、租税寮は、その書面をもとに不都合な諸点に掛紙を添付し、さらに黒田と推問・商議を行ない、その結果にもとづい

て書面を訂正させ再提出させた。こうして、政府の方針と抵触する諸部分は改められるにいたった。その間、黒田は東京から県庁租税課の部下に手紙を送り、租税寮での事情を説明し、自分に権限が委任されていると考え、租税寮の指示にもとづき自分の印判をおして書面を提出したことを報じた。このことが、権令永山盛輝に伝えられ、永山は、憤激して、黒田の提出した書面の下げ戻しさらに黒田の帰県を、租税寮に申立てた。その理由は、黒田には県当局の衆議一決の見込みを申告しておいたのであり、決して権限を委任したのではないこと、黒田は軽率にも心得違いをした自分一己の見込みを申立て不都合であり、県庁官員の統御にもかかわる問題であること、などである。この間の事情は、奇妙に錯綜していてわかりにくいのであるが、黒田が最初に自分の印判をおして提出した書面は、租税寮との推問をへているので多少はそれにそって書かれているかもしれないが、基本的には県当局の衆議一決の見込みにもとづいているのであり、その後、租税寮の指示にもとづき政府の方針に合致するように訂正を加え、再提出したのである。そのような事情が、永山に十分に伝えられていなかったため、永山は、最初の書面そのものからして県当局の衆議一決の見込みに反するものであるように申立てている。要するに、永山は、地租改正に関する県当局の方針を改訂する気はもうとうなく、それを行なった黒田の行為を越権行為であるとしているのである。租税

寮は、翌年1月一応この永山の申立てを聞入れて、見込書を下げ戻し、また黒田の帰県を認め、そして永山と黒田とで篤と商議を行ない、その上でさらに申立てるように指示した。永山は、3月2日に権参事高木惟矩と連名で、地租改正の既往の順序および将来着手の方法について、長文の縷述書を提出した。だが、租税寮の指示のように黒田と篤と商議を尽したけはいはみられない。一方、帰県後の黒田は、自分一己の見込みを申立てたと越権行為の責を問われたのか、あるいは県庁官員の職にいわば厭気がさしたのか、3月14日付で依願免本官となった。黒田節兵衛直方は、元幕府代官（東京府貫属士族）で、明治元（1868）年4月奥州伊達・信夫両郡の郡司代となり、その後、大蔵省租税権大佑、伊那県大属、筑摩県十等出仕、同権典事となり、壬申地券発行に関する調査の開始とともに、租税課および出納課を管轄し、典事をへて大属に任ぜられていた。この時期まで、筑摩県の壬申地券および地租改正に関する事業は、黒田と筑摩郡の地主豪農層とを中心として動いてきたと言って過言ではないのである。さて、永山と高木の連名の縷述書に対し、大蔵卿大隈重信は、3月30日付指令で、地押丈量については県当局の申立てを認めるが、とくに地価については、地方官心得書の検査例則にもとづくことを指示した。そのため、県当局の方針は、転換せざるをえなかった。

○第2の時期。①1874（明治7）年3月大蔵卿大隈重信の指令～翌年4月まで。

県当局の方針の転換にともない、まず、検査例第二則を適用するための調査が行なわれたが、5月～6月になって、第二則を適用するのは困難であると、ほぼ見通されるにいたった。小作地総計上、小作米量が収穫米量の3分の2以上であること、と言う規定を適用しえないのである。そして、7月～8月以降、あるいは遅くとも11月以降、検査例第一則を適用する方針に移行した。その移行にともない、松本本庁管轄下の筑摩・安曇・諏訪3郡では「培養植種耕費」（すなわち検査例第一則でいう種粃肥代）を1割5分に定率化せず、それ以上割り引く方法による地価算定が行なわれ、また飯田支庁管轄下の伊那郡では、区長、戸長・副戸長、郡村総代が中心となって「田畑割引法」を作成して適用した。これらはいずれも、農民的な構想である。そしてこの間、各郡村によって必ずしも同じではないが、小作料と収穫米量を基準とする地引帳および種粃肥代を1割5分以上割り引いた地引帳（第3次および第4次）が作成されている。

②1875（明治8）年5月地租改正事務局御用掛・租税寮出仕の官員の派出～12月28日改租伺の提出まで。中央の行政機構の官員の指揮のもとに、検査例第一則にもとづいて急速に押し進められる。反別実検派出心得書にもとづく地押丈量の再実施、農産物価格の決定、鑑定人の設置、松本本庁管轄下の筑摩・安曇・諏訪3郡で行なわれた「培養植種耕費」を1割5分以上割り引く方法および飯田支庁管轄

下の伊那郡で行なわれた「田畑割引法」の廃止などが行なわれた。県庁の独自性は失われ、中央の行政機構の末端に地方行政機構としてくみこまれていった。地租改正は、急速に形骸化した。この時期には、東京で、大阪会議の妥協の所産である地方官会議が開催され、その傍聴人たちによって幸福安全社での集会などが開かれているが、筑摩県の傍聴人である窪田畔夫は、河野広中らと出会い、さらにかねは「郵便報知新聞」に地租改正の問題を中心に租税協議権論と公選民会論を結び付けた意見をのせている。また筑摩郡深志村（旧白板村）の折井庄司は、この時期の県の地租改正事業を批判する建言書を県民会である下問会議に提出している。飯田支庁管轄下の伊那郡では、地押丈量の再実施の際、地目違い、重複丈量、丈量の錯誤など多くの誤謬が行なわれた。10月～11月にかけて、伊那郡各村の戸長・副戸長、総代らは、いずれも松本本庁に呼び出され、県当局から各村の見込書を提出するように恫喝され、かれらが各村の村民と協議するため帰村することを願い出ても許されず、拘束状態のもとに見込書を提出させられた。県当局は、それと村位等級とにもとづいて各村の地価総額を示し、その請書を提出させた。これが、その後、筑摩県の「圧制」と呼ばれるものであり、この時点で一応決定されたのは、多くの旧村を含む各村の村全体の地価総額であり、一筆ごとの地価ではなかった。このようにして決定された地価を押付反金と言わずに、な

んと言ふことができようか。一方、県当局は、12月28日付で改租伺を提出し、認可をえて、翌年1月9日に、参事高木惟矩の名で、「明治八年ヨリ田畑宅地旧税法相廢シ地券税ニ改正候条同年ヨリ地租ノ儀ハ規則ノ通村々申立地価百分ノ三ヲ上納候儀ト可相心得此旨布達候事」（布達第4号）と大区長および正副戸長に布達している。

なお、筑摩県は、1876（明治9）年8月21日付で廃止され、信濃国4郡は長野県に合併され、同月末に引継ぎが行なわれるが、合併前の長野県は、その直前の7月に改租伺が認められており、前年分より金納地租の納入に転換している。したがって、8月末以降は、旧筑摩県管轄下の信濃の各郡村および旧長野県管轄下の各郡村ともに同じく金納地租の収取がなされることになったのである。

○第3の時期。①1876（明治9）年1月～1878（明治11）年11月地押丈量の再調査の終了まで。伊那郡の各村では、戸長・副戸長、総代が中心となり、反金を割り付ける作業を始めた。その方法はまず旧村である各耕地に地価を配賦し、ついで各耕地内で、地位等級にもとづき一筆ごとに反金を割り付けるのであった。しかし、この作業は、きわめて困難なものであった。第一に、各耕地に地価を配賦する方法について、各耕地の総代たちの合意をえるのは容易でなかったこと、第二に、各耕地の総代たちが戸長・副戸長の指示に応じて各耕地分の請書を提出しても、各耕地内での反金割り付けがこれ

また容易には行なえなかったのである。その間、大区長、戸長・副戸長、郡村総代らの指示によって、前年分の地租は見込書にもとづき、ようよう金納したが、そのことによって、ますます地租の重圧を実感として感じるにいたった。夏を過ぎても、反金の割り付けは終了せず、たとえば、久堅村では、最終の地引帳（第5次）さえも完成することができず、また地券を手にするまでにはいたらなかった。10月～11月にかけて、上郷村（上黒田村・下黒田村・別府村・南条村・飯沼村・座光寺村の旧6か村）、松尾村（島田村・毛賀村の旧2か村）、久堅村（虎岩村・柏原村・柏原山分・知久平村・柿野沢村・南原村の旧6か村）の各村は、地価引直しの嘆願運動を始めるにいたった。この地価引直しと言うのは、収穫地価の引直しと実地丈量打直しとを結合した要求であり、農民的な要求としての性格をもっていた。この地価引直し農民闘争は、急速に広まり、翌年3月には、上郷、松尾、里見（名子村・上新井村・古町村・上平村・山吹村・北駒場村・北駒場新田・竜口村の旧8か村）、久堅4か村と東京北洲舎との間に、定約書および約定書が結ばれた。さらに5月には、さらに市田（上市田村・下市田村・吉田村・牛牧村・出原村・大島山村の旧6か村）、片桐（片桐・田島・上片桐・小平・七久保・前沢の旧6か村）、生田（河野村・福与村・中山分・長峯柄山分・部奈村・峠分の旧6か村）の3か村が参加した。政府は、3月に県当局に対して、①もし1村内の一部分で、誤って畦畔を本

地に籠めたものがある場合に、農民にそのことを申立てさせ、その上で県当局が実地に検査し、確かに申立ての通りであるならば、その旨を具上すること、②地価については、改租後5か年間は据置く規則であるから、6か年目にいたって、調査する方針であること、この二点を指示した。地価引直し農民闘争において、一つに結合していた収穫地価の引直し要求と実地丈量打直しの要求とを切り離して、後者についてのみ認めただのである。その後、地租改正事務局の石渡貞夫・原信謹・福井誥吉が派出され、実際に丈量の調査を行ない、1875（明治8）年5月以降の地押丈量の再実施が、全く錯誤に満ちたものであったことが確認された。この地押丈量の再調査によって、地目違いおよび丈量の錯誤などが訂正され、その結果、1875（明治8）年分の過納地租金7,851円11銭2厘が還付された。だが、これで地価引直しの問題が解決したわけではなかった。

生田・久堅・松尾・上郷・布田・里見6か村（旧34か村）は連合して、すでに1878（明治11）年9月に、長野県権令榑崎寛直に願書を提出し、地価は5か年間据置きとするという規定の当期の年限を4か年に短縮し、明年に地価引直しを行なうことを求めている。すなわち、第一期である当期において期限を1か年短縮し、第二期に1か年延長して調整し、第三期にいたって他の地域ともに全管同時に行なうものとする。この提案は、認められるにはいたらなかった。しかし、この提

第1表 官民有区別

地目		官有	民有	官民未定
	田	町 5.4	町 66,060.7	町 ・
	畑	28.3	77,365.2	・
宅地		41.5	10,101.1	・
森林		1,286,755.1	208,992.7	2,989.2
山岳		7,545.9	1.0	・
原野		97,377.9	157,979.8	1,757.9
社寺地		758.8	36.5	・
道路堤塘		4.5	0.3	・
河川溝渠		0.3	208.4	・
池沼湖		2,980.5	559.5	・
雑種地		85.5	696.3	0.3

注 1883 (明治16) 年、『長野県統計書』による。

案は、重要な意義を有していた。従来、地租改正事務局および長野県当局は、伊那郡の地価引直し農民闘争に対して、改租後5か年間は地価を据置きとすると言う規定を楯にとり、常に地価引直し要求を抑圧してきたのであるが、この6か村連合の願書は、具体的には年限の短縮および延長を提案しつつ、「一時御成規ノ異動ヲ促ス」と一時的にもしる法の変更を求めているのである。農民たちは、政府および県当局の恫喝と抑圧に抗しつつ、その抑圧を可能としている法そのものの変更を主張しているのである。そのことは注目されなければならない。

② 1878(明治11)年11月～1881(明治14)年10月地価の特別修正の認許まで。地押丈量の調査後においても、地価引直しの農民闘争がつづけられていたが、1880(明治13)年5月に制定された地価の特別修正に関する太政官布告第25号にもとづいて、各村で地価の特別修正が行なわれ、

またその際に再び丈量の誤謬が発見されたため、丈量の訂正も合わせて行なわれた。

しかし、下伊那郡元大島村外13か村は、その修正額を不満として、請書を提出せず、再三にわたり地価引直しを県当局に出願した。さらに座光寺村今村真幸らは、14か村の総代となり上京して大蔵省に出願するまでにおよんだ。これらの「地価修正不服村」は、1882(明治15)年の収穫時期以後3か年間にわたる坪刈りによる登量試験の実施におよんでいる。

山林原野の地租改正、とくに木曾谷の官民有区別については、児玉幸多氏のすぐれた成果があるため、それに全面的にゆずりここでは重複を避け、そのことを紹介するにとどめておきたい。⁽¹⁾なお、山林原野の官民有区別および御料林の設定の後、1898(明治31)年6月から翌年5月にかけて、御料林の境界の改定に関して、西筑摩郡16か町村の哀願書、同郡長の上申書、長野県知事の具申書が出されてお

り、それらの内容から、木曾谷の山林原野についての沿革や慣行、明治維新後の官民有区別のありかた、官民有区別後の町村民の生活の状況、とくに山村の生活の破綻などをうかがい知ることが出来る。長野県における官民有の区別については、第1表にみるごとくであるが、官有の森林や原野の膨大さにただちに気づくとともに驚愕せざるをえないであろう。

山林原野の官民有区別の結果、共同地を竊取された木曾谷16か町村民が、「由来山居経営ノ外他事ナキ四万三千有余ノ村民ハ忽チ窮困ニ陥リ寒地必需ノ薪炭ハ申ニ及ハス田畑ノ培養牧馬ノ料ニ供スル芝草下笹等ニ欠乏ヲ告ケ」という困難な状況に陥ったことは、官民有区別がもっていた本源的蓄積としての囲い込みの性格を示している。木曾谷16か町村民の御料林の境界を改定してほしいという切なる願望は、御料林と民有地の錯綜した境界を改定してほしいということと、同時に歴史的な沿革と慣行からして、御料林とされているものは、本来民に帰すべきものであるとする考えとを含みもっているのである。それは、「相慎ミ忍ヒ得可キ丈ハ即チ之ヲ忍ヒ」、その果に出された山村の生産者としての生活権・生存権を擁護しようとする願いなのである。

注(1) 児玉幸多氏「木曾山林の地租改正」
 (「法政史学」第14号)。

(三)

ここで、筑摩県の地租改正の実施過程

に関する若干の問題点を指摘しておきたい。

(1) 地主豪農層の租税改革構想と壬申地券の地価について

1872(明治5)年5月、筑摩郡の上条四郎五郎、萩原次郎太郎、窪田畔夫によって提起された租税改革構想は、つぎのよう⁽¹⁾な4つの要素から構成されていた。第一は、公平および寛租厚生を目指す田法の改革であり、「均田ノ法」の構想である。これは、一方において小作料50%を基準とする刈分小作的な慣行にもとづく地主・小作関係を維持しつつ、他方、国家による農業生産物の収奪を12.5%に抑制しようとするものである。第二は、貧戸(窮民)に田畑を貸与して耕作に従事させ、同時に勸農政策を推進し、富戸と貧戸との協和を図ろうとする考えであり、地主の立場から、地主・小作農間の協和を目指すものである。第三は、富民と小民との間で行なわれる金銭貸借の円滑化を計る方針である。すなわち、小民を破綻させてしまうような高利の金貸しを抑制しつつ、同時に小民からの利息収取、貸金返済を円滑化するために、各大区の戸長・副戸長が管理する公印簿を作成し、それによって金銭貸借を公的に管理し、さらに利息の10分の1を租税として徴収する構想である。第四は、「市店ノ税則」の構想である。これは、東京府をはじめ市街地に対して地租を賦課する政府の方針に、示唆を受けていると思われるが、市街地の利地と不利地とを推量し、それに応じて、毎戸間口に準じて租税を賦課

するものであり、商税を設置する構想である。さらに、商人あるいは農民で、手代・庸夫・奴婢などを抱えている場合、また舟・車を所持している場合、それらの数量に応じて租税を賦課することを提案している。この租税改革構想は、きわめて早期に提起されている点に一つの特徴があり、その後県当局の租税改革に少なからず影響をおよぼしている。とくに「均田ノ法」において、小作料を基準としている点、および国家による収奪を相対的に低く抑制しようとしている点、これらの二点は、県当局の壬申地券発行に関する調査、さらに1874(明治7)年3月までの県当局の地租改正事業に取り入れられているのを見ることができるのである。

壬申地券発行に関する調査について、1872(明治5)年8月に出された基本的な方針はつぎのようなものであった。

①地代金は、「方今至当之其地ニ応シ相場」をもって取調べること、②地引帳を差出す際に、検地帳・名寄帳をはじめそのほか質地証文および年季流込みの分の小作証文、持主直作の分は慶応3(1867)年より明治4(1871)年迄の5か年間の作徳上げを取調べた書付を差出すこと、③検地帳の田畑で、その後田畑成、畑田成して転換したものは、何年何月願の上かあるいは無願かを記載し、転換した地目で「実地之直段」を記すこと、④切添・切開・無税地を取調べること、願済の開発場所で竿入れをされていないものは、町歩をはじめ10か年無税地か鉾

下何年中か、取調べること、⑤屋敷地も田畑と同じように取調べること、⑥持林(持山)は、木数を見込み、地面と立木の2通りに代価を取調べること、従来、山手納をしてきた秣場・山林などは持林に準じ取調べること、⑦質地年季中は、質置主より地券を願い出ること、境界あるいは質地受戻しなどの論争の有る分は、聴訟課へ申出て決済してから地券を願い出ること、などである。⁽²⁾これらの諸点によると、地価は質地金・小作料・自作の作徳などを参考としつつ売買地価をとり、地押丈量は検地帳にもとづきつつその後の地目の変換や開拓の進展などを含めようとしており、田畑のみならず宅地、山林原野にまでおよんでいる。

その後、この方針はいくつかの点で行詰りを生じざるをえなかった。当初、一筆限検地帳や貢米取立帳にもとづいて地押しを行ない絵図を作成しようとしたが、しかし、多くの場合、検地の後に、一筆の地所を裂き、あるいは高抜(抜高)の質入れなどが行なわれ、さらにそれらが検地帳に記入されていないことが多く、実地と検地帳、名寄帳と突合わないのが実状であった。そのため、小前・持主の立会いのもとに縄入れを行ない、地引帳と絵図の作成にあたった。こうして、実地に地押丈量を行なう方向に漸次に移行したのである。土地の代価は、売買地価とし、小作料から貢租ならびに村費を差し引いた「地主徳米ヲ目途」に取調べを行なっている。地主徳米が実際の売買地価に等しいと⁽³⁾考えていたのである。

- 注(1) 明治5・5・25, 「上」(県庁文書)。
 (2) 明治5・8付, 「差上申候御請書之事」
 (伊賀良村下殿岡・矢沢家文書)。
 (3) 明治5・9, 「地券調之儀=付申上候
 書付」(『旧筑摩県引継書』, 県庁文書)。

(2) 農民的な構想について

1874(明治7)年3月30日付の大蔵卿大隈重信の指令により, その後, 県当局の地価算定に関する方針は, 「収穫物品之適当ヲ得実地之価ヲ用ヒ検査例則ヲ以申立之当否ヲ検シ候ヲ本旨」とする方針に転換させられる。1872(明治5)年8月に始まる壬申地券発行に関する調査以後用いられてきた地主徳米を基準とする売買地価の方針から, 収穫量およびそれと結びついた小作料を基礎とする検査例の方式に転換したのである。だが, 「収穫物品之適当ヲ得実地之価ヲ用ヒ」ということと, 「検査例則ヲ以申立之当否ヲ検シ」ということとは, 本来同質のことではない。検査例第二則の適用の場合には, 当初から小作米量が収穫米量の3分の2以上であることと規定されているため, 筑摩県下のように小作米量が2分の1である刈分小作的な地主-小作関係が慣行として一般的にみられ, かつ地主豪農層がそのような小作米収取関係に依拠しているような場合には, 「実地之価」と検査例第二則とは, ただちに矛盾をきたさざるをえない。実際に, 5月~6月頃になると, その矛盾が明らかなものとなり, 県当局は, 検査例第二則が適用できない旨を上申している。検査例第一則の適用の場合には, さらに多くの問題を含んで

いる。「実地之価」を重視する場合には, 検査例は計算式として形式化されてとらえられる可能性がある。すなわち, 収穫米量を石当りの地租改正米価で換算して収穫米代金を算出し, それから「実地」の種糶肥代(種子肥糞)を差引き, その残額を被除数とし, 一方, 利子率を100倍し, それに3と1(地租率, 村入費率をそれぞれ100倍したもの)を加えたものを除数として, 割算を行ない, そこに出てくる数値を村入費とし, これを3倍して地租額とするのである。この場合, 収穫米量, 種糶肥代(種子肥糞), 利子率の3要素が, 地租額および村入費額を決定する要素であり, とくに, 従前米納の年貢あるいは安石代納や石代納においても, かつて用いられたことのない要素である種糶肥代(種子肥糞)という再生産費に関する要素が注目されてくるのはごく自然のことなのである。それに対して検査例則を重視する場合には, 種糶肥代(種子肥糞)が1割5分に定率化されるばかりでなく, さらにつぎのようなことが行なわれる可能性がある。すなわち, 地租額が予定されている場合, その地租予定額の3分の1を被乗数とし, 一方, 利子率を100倍し, それに3と1(先きと同じ)を加えたものを乗数とし, 掛算を行ない, そこに出てくる数値を0.85(1マイナス種糶肥代0.15)で割れば, 収穫米代金が算出されるのであり, 地租改正米価を用いれば, 収穫米量を算出することができる。こうして, 地租予定額をもとにして, きわめて容易に押付反米が行なわ

れうるのである。また、地租予定額から地価が容易に算出されるのは言うまでもなく、したがって押付反米と結びついて押付反金が行なわれうるのである。

筑摩県の場合、1874(明治7)年7月～8月以降、あるいは遅くとも11月以降、検査例第一則の適用に移行し(従来、翌年2月以降に移行したと考え、そのように記したが誤りと思われる)、まず、「実地之価」を重視する方針をとり、その後、翌年5月以降には、検査例則を重視する方針に移行している。そして、「実地之価」を重視した時期には、種籾肥代(種子肥糞)を1割5分に定率化しない地価算定、地租額決定が行なわれた。その際、松本本庁の管轄下の筑摩・安曇・諏訪郡においては、どのような地価算定の方法が作成され、適用されたか、必ずしも明らかでないが、1割5分に定率化していない種籾肥代(種子肥糞)を差し引いて地価算定が行なわれた。たとえば、1875(明治8)年9月7日付で下間会議に提出された筑摩郡深志村(旧白板村)の折井庄司の建言書によると、つぎのように述べられている。すなわち、「地租改正ノ拳タルヤ抑明治五年一ト度命令アリテ数百年ノ慣習ヲ一新ス実ニ大業ト言ヘシ然リ而シテ此程頻ニ村吏ヲ督責ス依テ該区事務所へ人民ヲ招集シ論シテ曰ク今般県庁租税課ヨリ令スル所培養植種耕費概略壹割五分ヲ以テ天下ノ地租法トス然レハ是迄書載セン所ノ収穫ヲ加ル時ハ自カラ高価ニ至ル然ト雖是ヲ以テ実地相当代価ト見做ニアラス唯税額ヲ判定セント欲スル

タメノ代価ナリト一時ニ巨多ノ税額ヲ増加シ困難少ナカラス⁽¹⁾」と述べているのである。この建言書の内容によると、1875(明治8)年9月初めより前の時期には、「培養植種耕費概略壹割五分」と定率化しない、1割5分以上の割り引きが実際に行なわれていたのであり、そのような改正地引帳が作成されていたと思われる。そして、少なくともこの9月初め迄、その方針が否定され、1割5分に定率化され、地租額の増加を生じているのである。そのことからして、「培養植種耕費」を1割5分に定率化しないで地価算定を行なっている地引帳があるとすれば、それは、方針の変る以前のものであるとせざるをえず、少なくとも最終の地引帳と言えないのである。種籾肥代を1割5分に定率化する方針が各郡村にまで行きわたる時間的経過を考慮に入れれば、この9月初め以降の日時に作成されたものであっても、定率化されていない限り、最終のものと言えないであろう。

また、飯田支庁管轄下の伊那郡では、「各村ヨリ地引帳上達之際毎村区々ノ目途ヲ以取調候テハ何箇度調直シ候ト雖モ至正均一ヲ不得依テ伊那支庁附伊奈郡ニ限り郡村総代及区戸長一同協議ノ上種肥ノ儀該地實際之種肥ヲ見積リ田方ハ上等三割ヨリ下等六割五分迄畑方ハ上等四割ヨリ下等七割五分迄ト次第ニ割引ヲ定メ収穫金額ノ内右之種肥代ヲ引去リ地価算出⁽²⁾ノ目途ヲ立取調候」と、各大区長自らが記しているように、郡村総代および区戸長が中心となり、「至正均一」の地租

改正を行なうべく、1874(明治7)年8月～11月にかけて、「田畑割引法」を作成している。ここで、種籾肥代(種子肥糞)は1割5分をもって定率とするという規定との関係が問題となるが、この「田畑割引法」を定めた郡村総代および区戸長は、その規定を飯田支庁あるいは松本本庁から示されていなかったのであり、その規定を知らなかったのである。だから、「田畑割引法」にもとづいて地価算定を行ない、改正地引帳を作成し、それを提出した後、1875(明治8)年7月に飯田支庁および松本本庁から種籾肥代は1割5分をもって定率とするという指示を受けた際には、地租改正事務局ないしは大蔵省によって新たな方針が出され転換したのであると思われたのである。一方、郡村総代および区戸長によって「田畑割引法」が作成された際に、飯田支庁がどのような反応を示したか、あるいはどのような態度をとったのか、などの諸点については、史料の制約から不明であるが、考えられるのは、つぎの2点であろう。まず、飯田支庁の担当者が、さきに述べたような、「実地之価」を重視する方針をとり、地方官心得書の規定を、いわば文字通り計算式の例として、あるいは一応の目安として考え、必ずしも厳守しなければならない規定として考えなかったのではないか、という点である。これは、法に対する考え方としては、むしろ妥当な考え方である。なぜならば、地方官心得書は、人民に対して布告されたものでなく、また法として施行しなければなら

ない性格のものでもなく、心得としての性格のものであったのである。地方官心得書がそのような性格をもっていることも、のちに地租改正条例細目が定められる理由の一つと考えられる。ついで、第二の点として考えられるのは、飯田支庁管轄下では、郡村総代および区戸長が、地租改正の実施事業のイニシアティブを掌握していたのではないか、という点である。あるいは、少なくとも飯田支庁は、郡村総代および区戸長に依拠することなくしては、実施事業を進めることが出来なかったのではないか、と思われる。これらの要素が相互に結び付きあって、「田畑割引法」の作成、さらに1874(明治7)年11月以降のその実施ということがもたらされたのであろう。飯田支庁は、「田畑割引法」の実施を認めつつも、その適用の範囲内で地価の高額化を計るために、収穫量の引き上げを行なわせ、郡村総代および区戸長、さらに大衆的基盤である農民階層は、その収穫量の引き上げを阻止しえず、ここに実収穫と異なる虚収穫が計上されたのである。それは、郡村総代および区戸長と飯田支庁との間の矛盾を残したままでの相互の政治的な妥協の結末にほかならなかった。したがって、種籾肥代を1割5分の定率とするという方針が貫徹され、「田畑割引法」が崩壊すると、その矛盾が一挙に噴出してくるのである。その際、その矛盾を解決するためにアクティブ的に動きはじめるのは、かつて「田畑割引法」を作成した郡村総代および区戸長ではありえなかつ

た。

これまで述べてきたような筑摩・安曇・諏訪3郡の「培養植種耕費」を1割5分の定率としないで、それ以上の割り引きを行なう方法や飯田支庁管轄下の伊那郡の「田畑割引法」は、いずれも政府および県当局によって否定され、貫徹されなかったのであるが、この種肥代については、農業生産者にとって地租改正の実施過程にかける重要な問題であったのである。たとえば、1875(明治8)年春に筑摩県に派出された租税寮少属柴田惟春は、その出張復命書のなかで、「或ハ種肥利度ノ不当ヲ難シ準拠ニ帰着セサルモノ往々之レアリ」と報告しており、種肥の不当を難じるもの多かつたことを指摘している⁽³⁾。

伊那郡における地価引直し農民闘争において、その当初には、「田畑割引法」については、つぎのようにとらえられていたのである。

「今ヤ万方化ニ嚮ヒ寛裕ノ道ヲ開キ人民自由ノ権ヲ許シ庄制束縛スルノ弊ナク各地ニ学校ヲ設ケ斯民ヲ教育シテ天理純全ノ道ヲ明ニセシム実ニ古今未曾有ノ丕変ニシテ工ハ其職ニ協ヒ農ハ其業ニ逸シ家ニ奸悪ノ憂ナク野ニ餓莩ノ人ナク専ラカヲ開墾ニ委シ以テ不毛ノ地ナカラシメ安々楽々天下苦楽ヲ共ニスルノ明世ニシテ人民ノ幸福豈之ニ如クモノアランヤ抑地券御発行ニ就テハ旧来ノ錯雜偏重偏軽ノ貢租ヲシテ実地公平ナル地租ニ改正シ而シテ証券ヲ与ヘ以テ全ク人民ノ所有物ナラシメ旧貢租ヲ廢シ地価百分三ヲ貢納セ

シムル御布告公平ノ典タルヲ奉載シ実地検査ノ令出ルヤ日夜起臥ヲ忘レ丈量及ヒ地味ノ沃瘠ヲ檢シ然リ而シテ其調査ニ至ツテハ県官ノ御指揮ニ随ヒ獲ル所ノ米菽ヲ積立シート度上申スルニ御仕方ノ御改革ニヨリ割引ノ法ヲ設テ地価ヲ生ス実ニ適当ノ方法ト一同肝銘精算ヲ遂ケ昨八年三月迄ニ上申ス、あるいは、「種子代并ニ培養ノ次金トシテ田畑共其等級ニ随ヒ漸次歩増ヲ附シ割引ノ法ヲ設ケ地価ヲ生ス尤モ適当ノ方法ト一同承諾」⁽⁴⁾、と。ところが、地価引直し農民闘争が広まるとともに、このような評価は、表面からまったく消えてしまう。それは、地価引直し農民闘争が、法にもとづいて収穫地価・丈量の誤謬を訂正するという性格をもっていたためである。が、同時に、そのような評価をつらぬけないことは、農民的な構想のもっていた、最大のとも言うべき弱点であったのである。

注(1) 明治8・9・7付、「建言書」(明治9年、『旧筑摩県引継書』二、所収。県庁文書)。

(2) 「明治拾年二月上旬 各大区長ノ上申書ヲ密ニ借問セシ写 長野県管下南第廿二大区五小区 信濃国伊奈郡久堅村総代控」(明治10年3月、『第貳番地価減額嘆願ニ 亜諸書』、久堅村柿野沢牧野内家文書)。

(3) 明治8・12、「筑摩県出張復命書」〔八六三〕(『地租改正基礎資料』中、p. 612)。

(4) 明治9・10~11、上郷村総代5人の署名による長野県権令樋崎寛直宛の嘆願書の下書き。なお、この案文は、久堅、松尾両村の総代にも送られている。

第2表 石代納の相場および地租改正の農産物価格

国・郡別・基準	米	大 麦	大 豆	粟	稗	
信 濃	円	円	円	円	円	
	A	3.14	.	.	.	
	a	3.39	.	.	.	
	B	3.495	1.48	3.86	1.605	1.015
	C	5.42	2.49	4.23	2.64	1.19
	D	3.47
	E	3.59	1.61	3.54	1.74	0.92
	A	3.14
	a	2.90
	B	2.92	1.04	3.44	1.45	0.83
C	4.83	2.27	4.03	3.00	1.04	
D	3.17	
E	3.52	1.26	3.22	1.70	0.79	
飛 驒	A	
	a	
	B	3.06	1.12	2.95	1.08	0.93
	C	5.05	2.25	4.41	2.66	1.39
	D	3.38
	E	3.29	1.51	3.51	1.66	0.94

- 注 1. Aは、1873（明治6）年10月15日～12月15日迄の平均による信濃国一様の貢租石代金納の相場。（銭未満四捨五入による。）
2. aは、同上を信濃国二様に区分した貢租石代金納の相場。（銭未満四捨五入による。）
3. Bは、1872（明治5）年10月～翌年8月のうち10か月間の平均による地租改正の農産物価格。
4. Cは、1869（明治2）年～1873（明治6）年の5か年間平均による地租改正の農産物価格。
5. Dは、1871（明治4）年～1873（明治6）年の3か年間平均による地租改正の農産物価格。
6. Eは、地租改正に用いられた農産物価格。

(3) 農産物価格の決定過程について

つぎに、地租金納に用いられる農産物価格の問題、とくに主要な普通農産である米の価格について考えてみたい。その場合、石代納から地租金納へ移行する過

程について検討されなければならないであろう。また、この問題について、地主豪農層をはじめ農民諸階層がどのような態度を示していたのか、あるいはどのようなにかかわっていたかということが、問

題となるであろうが、ともに史料的には判明しない。そのため、ここでは実地担当者である県当局の主張に注目しつつ、県当局と政府との間の度重なる折衝に焦点をしぼらざるをえない。

まず、第2表によって、石代納から地租金納への移行の過程において、諸段階の諸規定にもとづいて算出された農産物価格の変化を示すことにしたい。

Aとaは、1873(明治6)年11月の大蔵省第159号達にもとづいて算出された価格である。この大蔵省達は、貢租石代金納の石代相場について、各管内の相場立か所の10月15日より12月15日迄62日間の日々の相場をすべて取りまとめ、その総計の平均をもって管内一様の相場とすると規定している。そして、「但管内遠隔之地ニテ(長崎県之壱岐対島ニ於ケル鳥取之隠岐ニ於ケル筑摩之飛驒ニ於ケル類)米価昂低甚敷、一様之相場以取立候儀差支候向ハ二様之相場立ヲ以上納之義臨機之詮議可致条予メ可伺出、尤各府県限管内ヲ適宜ニ区分シ各種之相場ヲ以取立、総計上管内一般之相場ニ過不足無之様取計候義ハ不苦候事」と、但書規定をもうけ⁽¹⁾ている。この但書規定は重要である。これによると、1府県管内で二様以上の相場を立てることのできるケースは、①遠隔の地で、米価の高低がはなはだしく、管内一様の相場では差支える場合、②各種の相場を立てても、総計上においては管内一般の相場に過不足をきたさない場合の、二つに限られている。①の場合は、その具体的な事例にもみられるように特

殊な地理的条件下にある場合に限られており、石代換算による貢租金額が、管内一様の相場を用いた場合と比較して、高下するかどうか、ということは必ずしも判断の基準におかれていない。しかし、②の場合には、管内一様の相場を用いた場合と比較して、少なくとも減少することはありえないのであり、その理由から各種の相場を立てることが認められているのである。したがって、貢租石代金納による貢租金額の高水準を維持することが、主要な目的なのであり、必ずしも米穀市場の地域性を考慮したものであるとはいえないであろう。この大蔵省第159号達の出された後、あとに述べるように、農産物価格の算定の方法に関する規定は、諸段階によって異ってくるのであるが、この但書規定の考え方が影響を与えているのを見ることができるといえる。

筑摩県の場合、この但書規定によると、①の適用により、すでに飛驒と信濃に分けて管内二様の相場を立てることが認められているが、さらに県当局は、1873(明治6)年12月に信濃を二様に分ける伺を大蔵省租税寮(租税頭松方正義)に提出し、翌年1月に認められている。こうして石代納の段階において管内三様の相場をとるにいたり、その後地租改正の実施過程を通じて、一貫して管内三様の相場を立てる方針をとっている。すなわち、信濃の筑摩・安曇・諏訪3郡については筑摩郡松本町、安曇郡大町、諏訪郡下桑原村の3か所の平均相場、伊那郡については高遠町、上穂・赤須町、飯田町の3

か所の平均相場、飛驒については大野郡高山町、松本町、美濃郡上郡苗木町、越中富山町の4か所の平均相場をとっている。では、なぜ信濃を二様に分けるのであろうか。その理由は、①南北に遠隔にわたる地理的な条件から、相場に高低があること、②一様の相場では「御不益」となること、これらの二点であり、とくに後者の理由が重視されている。すなわち、1873（明治6）年12月の段階で、信濃の「貢米石代相願候分」の貢租米量をおよそ94,225石と見積り、それを管内一様の相場（筑摩・安曇・諏訪3郡と伊那郡の6か所の上米平均相場）石当り3円14338で換算すると296,184円981となる。それに対して、筑摩・安曇・諏訪3郡の貢租米量56,354石を3郡の3か所の上米平均相場石当り3円39077で換算すると191,083円453となり、また伊那郡の貢租米量37,871石を同郡の3か所の上米平均相場石当り2円89599で換算すると109,674円037となり、合計300,757円49となる。したがって、信濃の二様の相場によると、貢租石代金納による貢租金額は4,572円509も増加するのである。⁽²⁾第2表のAは、その信濃の一様の相場であり、aは、租税権頭松方正義によって認められた信濃の二様の相場である。ここで、このaの1873（明治6）年石代納の相場、すなわち筑摩・安曇・諏訪3郡3円39、伊那郡2円90を金納化のための米価の基準として考えておきたい。

Bは、1874（明治7）年3月30日付の大蔵卿大隈重信の指令にもとづき、地租改

正の着手より前10か月の上中下米平均相場を調査し、同年6月に伺として提出したものである。この方針は、租税寮で、同年2月頃に立案され、3月30日に決定されたものであり、筑摩県に対する指令の日付は、そのことを傍証している。なお相場立の箇所は、信濃は石代納の場合と同じで、飛驒は、若干不備で、高山だけの相場しか明らかにされていない。aと比較すると、筑摩・安曇・諏訪3郡の場合には、やや高めであるが、伊那郡の場合にはほぼ同じである。これに対して、大蔵卿は同年6月25日付の指令で、つぎのように指示している。すなわち、「伺之趣米価之義者着手之節より前十ヶ月其地平均相場可相用筈及指令置候処本年五十三号御布告地租改正条例第八章追加地租五ヶ年間被据置候ニ付更ニ詮議之次第有之米価之義者着手之前五ヶ年間貢納石代相場平均相用候筈ニ改定候条其他之物価モ右ニ準シ管内枢要之市町相場五箇年平均ヲ以地価検査ニ相用候義ト可相心得」と言う内容である。これによると、同年5月地租改正条例に第8章が追加され、改租後5か年間は地租を据置きとするとされたため、6月になって、米価は、地租改正の着手の前5か年間の「貢納石代相場」の平均を用いることに決定したのである。⁽³⁾

この指令に対して、同年7月、県当局はつぎのように述べ、その方針が不適用であり、「御一新以来尋常平年未年ヨリ西年迄三ヶ年貢納相用候相場平均ヲ以検査例ニ相用候様致度」と主張している。

不適用であると言う理由は、①貢納石代は旧県(幕府領・旗本領、諸藩領)のしきりによってさまざまであり、それらをもとにして貢納石代相場の5か年間平均を算出することは不相当であり、かつ「格外高価＝登り実地＝於テ不相当」となることである。②さらに、地租改正の着手の前5か年間と言うのは、筑摩県の場合、1869(明治2)年～1873(明治6)年にあたとされる。1868(明治1)年は、「御一新之際諸国兵馬騒乱ニ而勿論人心モ安堵不致」、農事もとどこおり、かつ天候は雨天勝ちでたびたび出水し、「米価騰貴打続」であり、翌1869(明治2)年は、春中4月頃まで、兵乱がやまず、さらに不作のため、「米価最モ沸騰」した。したがって、両年は非常の年柄である。また、1870(明治3)年になって、作物もやや実るにいたったが、前2か年の引続きで、「該年相当之価とも難申」なのである。第2表のCにみられるように、確かに、この5か年間平均相場は、きわめて高値である。それに対して、米価の高い1869(明治2)年と1870(明治3)年の両年を除外した3か年間平均相場は、Dにみられるように相対的に低いのである。そこで、県当局は、5か年間平均相場を検査例に用いると、「格外高価ニ而厚税ニ相成人民之難波差見實際ニ於テ難行届情実ニ付」、明治の一新以来、尋常の平年である1871(明治4)年～1873(明治6)年の3か年の貢納相場平均を用いることを主張したのである。その後、約3か月をへて後、ようやく大蔵卿は指令を出したが、それ

は県当局の主張を認めず、やはり一応5か年間の上中下米平均相場(上米は貢納石代、中下米は貢納石代を算出する時期の相場)を取調べ、その上で指令を待つようにと指示している。この前後、米価問題はあいまいなままに放置されていたと言つて過言でない。県当局は、翌1875(明治8)年2月28日付で、再びさきの3か年間平均相場を用いることを主張し、つぎのように指摘している。「五ヶ年間平均物価ヲ以テ其地価ヲ検スル如キハ人民申立トハ頗ル大差有之儀ニ付反復説論ニ時日ヲ贅シ候トモ其功ナキノミナラス自然實際上ニ風波ヲ生スル勢ニ立到候而ハ不可然候間此辺篤ト御評議ノ上別紙三ヶ年平均相場ヲ以地価調査候様仕度」、と。県当局が、3か年間平均相場説をなぜたびたび主張するのかと言う理由が、判明しよう。きわめて高値である5か年間平均相場を用いることは、実際上には風波を生ずる恐れがあり、できないのである。県当局の主張の行間を読み眼光紙背に徹してみれば、地租改正米価の引上げによって地価が高額化されることを阻止しようとしている人民の動きが浮び上つてこよう。これに対して、大蔵卿は、同年3月19日付の指令によって、1870(明治3)年より1874(明治7)年までの5か年間平均相場を用いることを指示した。この方針は、3月19日付の大蔵省達乙第36号によって全国に達せられており、筑摩県に対する指令は、それにもとづく同日付のものである。こうして、一応、貢納石代と切り離された。さらに、筑摩県に対し

て、「今一応右五ヶ年間之相場取調可差出尤申立之事情モ有之ニ付右差出候上何分之儀被相達事」と付け加えている。この付記は重要である。それは、5か年間平均相場に関して何らかの政治的配慮が加えられるであろう可能性を示している。県当局は、その付記の意を察し、さらに、「一般へ御達ニモ相成候相場年間之儀ニ者候得共右相場ヲ以テ検査仕候節ハ実地調査上ニ対シ不適當ニ有之候間此辺篤ト御詮議之上二月廿八日付ヲ以差出候去ル未ヨリ酉迄三ヶ年平均相場を以テ地価検査之上地租改正相伺候様仕度」として、3か年間平均相場を主張している。この県当局の主張している1871(明治4)年～1873(明治6)年の3か年間平均相場と大蔵卿の指示している1870(明治3)年～1874(明治7)年の5か年間平均相場とが、実際にどのように相違しているのか、具体的に数値で示すことは、史的制約からできないのであるが、さきにも記したように1870(明治3)年は前2か年の影響をうけて「該年相当之価とも難申」なのであり、また1874(明治7)年については他の史料で権令永山盛輝によって県下では「米価頗ル騰貴シ」と指摘されており、佐賀の乱および台湾征討の影響によって全国各地で米価が騰貴しているのであり、この両年を含む5か年間平均相場は相対的に3か年間平均相場を上廻るものであることは推測に難くない。このように、再三におよぶ県当局の主張に対して、政府は、どのような態度を示したのだろうか。同年5月15日付の農産物価格に

関する最終の指令において、大蔵卿大隈重信はついにつぎのように決定を下している。すなわち、「伺之趣者難聞届筋ニ候得共兼而実地景況縷述之趣も有之候ニ付特別之詮議ヲ以明治三年ヨリ同七年迄五ヶ年平均之価ヲ斟酌信濃国筑摩安曇諏訪之三郡者米老石ニ付三円五拾九銭同国伊那郡ハ三円五拾貳銭飛驒国大野吉城益田之三郡者三円貳拾九銭ヲ以検査可致事但雜穀之儀者左ノ通⁽⁵⁾」と。第2表のEである。一方において、県当局の主張している3か年間平均相場説を否定し、他方では、政府の方針である5か年間平均相場をそのまま適用することをも避け、後者に「斟酌」を加えている。斟酌とは、まことに微妙な表現であるが、具体的な操作についてはきわめてあいまいである。一応推定されるのは、3か年間平均相場と5か年間平均相場との、算術的平均ではないにしろ、その間の数値を取ったのであろうと言うことである。その意味では、地租改正に用いられた農産物価格は、仮定の価格であり、市場価格ではないのである。

このような県当局と政府、とくに大蔵卿大隈重信とのたび重なる折衝を念頭におきつつ、第2表のaとEを比較することにしたい。1873(明治6)年の石代納の相場と地租金納の相場との比較である。前者は、米価のみしか明らかでないので、米価にまとをしぼることにしたい。信濃の筑摩・安曇・諏訪3郡の場合には、伊那郡と同じく、地租金納の米価の方が高値で、その上昇率は、約5.9%。伊那郡

の場合は、約21.4%で最も高いのである。飛騨3郡の場合に、aが不明のため比較しえないのであるが、Eが3か年間平均相場よりも低いことは注目に値しよう。地租改正の米価はかなり低いのである。

なお、近隣諸県の地租改正の米価と比較すると、①長野県——佐久・小県郡3円94銭、埴科・更科郡3円85銭、高井郡の内105か村と水内郡の内133か村3円78銭、高井郡の内43か村と、水内郡の内88か村3円69銭；②岐阜県——通常部4円99銭、水腐部4円40銭、僻悪部4円31銭、③愛知県——尾張4円87銭、三河4円86銭、④浜松県——全管5円05銭、⑤山梨県——全管4円58銭となっており、⁽⁶⁾いずれも筑摩県の各郡よりも高い。

これらの諸点から、筑摩県の地租改正の農産物価格は、石代納の相場を6~21%上廻り、また県当局の案よりも高い水準を維持して、決定されている仮定農産物価格であり、全国的には早期着手県であるためもあって、相対的に低額に属しているのである。

注(1) 以上いずれも、『明治前期財政経済史料集成』第八巻，pp. 428~429。

(2) 以上いずれも、明治6・12・27、「石代相場之儀=付伺」および明治7・1・4の指令（県庁文書）。

(3) 以上いずれも、明治7・3・2の「尚又既往之順序将来着手之方法大体見込左=致縷述候事」に対する同年3・30の指令、明治7・6・8、「地租御改正検査例=可相用相場伺」および同年6・25の指令（県庁文書）。

(4) 以上いずれも、明治7・7・22、「地租御

改正検査例=可相用相場再伺」および同年10・10の指令、明治8・2・28、「地租改正=付検査例=相用候物価伺」および同年3・19の指令（県庁文書）。

(5) 明治8・3・31、「地租改正=付検査=相用候相場之義=付伺」および同年5・15の指令（県庁文書）。永山盛輝「租税金全国人民へ貸与之建議」（明治8・6・28付、「信飛新聞」第62号，建言）。

(6) 大蔵省編『府県地租改正紀要』（昭和34年複製版）。

(4) 租税協議権論と公選民会論について

1875（明治8）年初め、大阪会議の結果、参議大久保利通と下野していた木戸孝允・板垣退助の間で、政府改革の問題を中心に妥協が成立し、これによって、大久保を中心とする政府の孤立化の状況が克服され、政府内部に諸対立を含みつつも、行政執行権力が強化された。そのことは、地租改正事業に対しても影響を与えずにはいなかった。3月に地租改正の農産物価格の算出方法が決定をみ、従来たびたび方針が変更されて明確でなかったこの問題に一応の終止符が打たれた。そして、地租改正事務局が設置されて機構が一元化され、さらに前年より大蔵省が唱えていた地租改正を早期に完了させるという案が、政府の基本方針とされるにいたった。このような諸条件にもとづき、地租改正事業は全国の各府県で推進されていくが、それは全国的な進展状況からみれば、地租改正事業の「本格化」であるともいえようが、土地問題および租税改革としての内容からとらえれば、

それは形骸化以外のなにものでもなかったのである。

筑摩県においても、1875(明治8)年5月になると、政府から地租改正事務局御用掛・租税寮少属柴田惟春および同事務局御用掛・同寮九等出仕神吉重三が、派出されて来県し、その後、県当局の方針は否定され、派出官員を中心として、政府の方針にもとづきつつ急速に推し進められていった。再び地押丈量が遂行され、農産物価格についても従来から県当局が主張していた価格よりも高い価格が大蔵卿の指令によって決定された。さらに、筑摩・安曇・諏訪3郡で行なわれていた「培養植種耕費」を1割5分に定率化せず、それ以上を割り引く方法も、また伊那郡で行なわれていた「田畑割引法」も否定されるにいたった。10月には、地租改正事務局御用掛・租税寮七等出仕有尾敬重が出張して来て、有尾が指揮をとり各大区長をそれぞれ鑑定人に任命し、翌月にかけて各郡村の戸長・副戸長および郡村総代を県庁に召集して恫喝し、見込書を提出させた。

このように状況が急激に変質するなかで、地主豪農層および農民諸階層は地租改正事業をどのように考え、行動していたのであろうか。その点を、さきに1872(明治5)年5月に地主豪農層の租税改革構想が提起された際、その提起者の1人であった筑摩郡和田村(旧和田町村)の窪田畔夫を中心として、あとづけることにしたい。

1875(明治8)年5月に、前年より延び

延びになっていた地方官会議を来る6月20日に開催することが明らかにされ、傍聴人についても、各府県2名だけのワクが認められた。筑摩県では、権令の永山盛輝が日頃持病のリューマチをわずらい上京できないため、参事の高木惟矩が代理となり、翌月2名の県官を引率して東京に向った。一方、傍聴人として窪田畔夫と清水又居が出願し、ともに摺鉢のような山中から蒸気車の便もなく遠路上京した。窪田自らが言うところによると、「誤て郷里数兄弟の推す所となり」、傍聴人となったのであるが、郷里を出るときには、大いに期するところがあった。それは、「傍聴人なるものハ各県の人民にして其風土人情に通知する者なれハ其会議の席に臨んで自ら論議することある能ハさるも或ハ時に俯て其地方の情実を顧問せられ区々の赤心を吐露する^(ママ)の期会あるへし」と、この機会を積極的に活用して、県下人民のために一つの重要な問題を提起しようとしたのである。その重要な問題とは、なんであろうか。すなわち、「会議御垂問中地租改正の件に付てハ是非公撰民会御取り開き無之てハ人心悦服致さる事あれハ之を各地方官に質して上陳ヲ希ハんとする」、と言う問題である⁽¹⁾。

柴田・有尾などの中央の派出官員を中心に政府の方針が貫徹されていくのに対して、窪田は公選民会を設立し、その公選民会に地租改正の問題を上提し、審議することを主張している。筑摩県には、すでに官選の県民会である下問会議が設

置されていたが、地租改正の問題を解決するためには、公選民会を新たに開設しなければならないとしているのである。それは一つの積極的な対抗策であると言ふべきであろう。

しかし、地方官会議の実状は、果してそのような希望を満足させるものであったであろうか。

『自由党史』の記述しているところによると、地方官会議は、開会以後、主として警察及道路橋梁等の案（第1の地方警察議案、第2の道路橋梁議案、第3の河港道路修築規則、第4の堤防法案のこと）を討議するのに日時を費し、地方民会の案（第4の地方民会府県会并区会法案）を討議するまでにいたらず、すでに予定の会期をあますところ数日となった。そのため、7月6日に、「是に於て世上の失望甚しく、島根、酒田、岡山、岐阜、千葉、熊谷、磐前、名東、高知、広島、足柄、筑摩、栃木等の十三県より上京せる傍聴者」は、愛国公党の同志の集会所であった銀座の幸福安全社に集会して建言書を作成し、地方官会議に提出した。しかし、受けつけられず、余儀なくそれを建白書にあらため、元老院に提出した。その建言書の内容は、地方官会議の議事の進行が遅々として進まず、残る7日間の会期中に地方民会を含むあとの議題を審議することが出来ないのではないかと危惧し、「某輩等の尤も矚目渴望する所は、御垂問五事内に於て、只民会を開くの一事に在り。是一般人民も亦齊く矚目して、某輩等の帰村を待つ所なり。何となれば国

家憲法是れより以て確立すべく、人民権利是れより以て振起すべし。故に云ふ、民会なるものは上意を下達せしめ、下情を上達せしむるものなれば、尤も其論の鄭重確実ならんことを要す。万一今年の会議に此大眼目たる民会の一事を不問に置かるゝに至らば、某輩等の失望、何ぞ極らん。」として、議題のうちの地方民会の事を速に討論し決議することを求めている。そこで問題となるのは、各県の傍聴人達が、どのような民会を、どのような理由から、必要であるとしていたか、という点である。いま引用した建言書の内容からみると、その点については、民会は上意を下達し下情を上達するものであると、機能的な面からとらえられており、民会を開くことによって国家の憲法（これは当時の意味からすればむしろ法ということであろう）を確立し、人民の権利を振起することが出来ると、一般的な抽象的な意義が述べられているにとどまる。したがって、かれらが公選民会を求めていたにしろ、建言書の文脈上においては、必ずしも公選民会論を唱えているのではなく、さらに、なぜ民会を必要としているのか、その理由やこの時点で直面している状況の具体的な問題点などは明瞭ではないのである。そして、さきに述べたような窪田畔夫の地租改正の実施過程において生じている矛盾をとらえ、その矛盾を克服するために租税協議権の論理を導き出し、その論理と結び付けて公選民会論を唱えるような主張は、全くとりこまれていないのである。窪田にと

って、それは不満の一つである。建言書の内に、そのような論理の展開がみられないのは、一つには、それが地方官会議に提出する建言書であり、当面の緊急なことは、地方民会の事という議題を審議未了に終らせないことであつたためであろうが、第二の要因は、この建言書は、各県の傍聴人の考えをいわば最大公約数的にまとめたものであると思われる点である。この時期では、まだ、各県における地租改正の着手ないし進行の状況はきわめてさまざまであるし、また地方行政の機構あるいはそのメカニズムも異なるものがあつた。各県の地租改正や地方行政が画一化されるのは、むしろ大阪会議による妥協の産物であるこの地方官会議の閉会以後に属しているのである。したがって、各県の個別性にさまたげられて、問題が共通のものとしてとらえられなかつた。たとえば、酒田県の傍聴人の森藤右衛門がかかえていた石代納をめぐる闘争についても、河野広中をはじめ若干の者は関心を示し、「郵便報知新聞」紙上などで反響をよんだが、必ずしも傍聴人の共通のものとならなかつたのではないかと思われる。

『河野磐州伝』によると、河野広中は、毎年、地方官会議にさきだつて「傍聴人合同会」を開き、その合同会で地方官会議の議題を討論し、また国家的な問題に関しても討論し、その議決をへて、元老院に建白し、与論を喚起し、立憲政体を樹立する目的を貫徹しようとはかり、二十余県の傍聴人の賛成をえたとしている。

そして、「当時の賛成中には、高島嘉衛門^(ママ)（横浜）森藤右衛門（酒田県）西山志澄（高知県）窪田九郎（長野県）武井淡如（熊谷）等の如き人物もあつたが、……」と記し、さらに、これらの人物は、「最も共鳴した人物」であつたとしている。⁽³⁾ そのうちの窪田九郎は、明らかに窪田畔夫（くろお）の誤りであるが、河野をはじめこれらの各県の傍聴人が幸福安全社における集会などにおいて、相互に各県における問題をどれだけ討議しえたか疑問とせざるをえないのである。⁽⁴⁾ 各県の傍聴人たちは、それぞれ各県における問題をかかえこみつつ遠路上京して、地方官会議の討論の内容に失望し、同時に傍聴人達の間でも共通の問題として論ずるような状況に必ずしもなかつたのである。傍聴人達をはじめ、かれらを送り出した各県の有志達の間に関連のきずなが結ばれる客観的な条件は整いつつあつたものの、その連帯は必ずしも充分には成り立たなかつた。

一方、地方官会議の議事は、7月8日になつて、いよいよ注目の地方民会議問がとりあげられるにいたつた。しかし、その議事の内容は、果して窪田らが満足するに足るものであつただろうか。窪田の眼前で、19番議員高木惟矩（筑摩県参事）は、区戸長会を可とする、と表明した。また、最終的には39対21の多数で区戸長をもって構成することに議決された。窪田は、その後、郵便報知新聞社に行き、地方官会議に対する忿懣をぶちまけ、地租改正を批判し、租税協議権論と公選民

会論について弁舌を振った。「郵便報知新聞」は、のちに、それを「社友の筆記」によるという形式で、その長文を1875(明治8)年7月26日に投書欄に掲載している。⁽⁵⁾ 窪田が、このような行動をとるにいたったのは、主として地方官会議に対する忿懣によるのであるが、同時に各県の傍聴人たちの間に十分な連帯が作りだされなかったこと、さらに、郷里の友人たちから送られてくる手紙は、かれらのおかれている状況の困難さを告げており、窪田にとっても、このままでは、「黙々郷に帰れハ復た面目の一県兄弟を見る無し」と、深刻に思われたのである。

では、窪田が、厳しく批判している地租改正の現状とはどのようなものであろうか、さらに、租税協議権論と公選民会論は、どのようなものであろうか。その主要な論点を示すことにしたい。

まず、窪田が批判しているのは、つぎのような点である。①「近時政府の施設する処或ハ人民の公益を妨ぐるを免かれざるものあり」⁽⁶⁾、②「官吏ハ惟た地価の低下して税額の欠減する所あらんを恐れ往々一箇の想像を以て其価位の高下を懸断し実地の状態果して如何なるを推究せず」。ここで、政府の方針にもとづく地租改正が人民の公益を妨げるものであるとしてとらえられている点、そして、地租額を高額に維持するために実地にもとづかずに地価を定めていることを明らかにしている点に注目しておきたい。この二点は、同年5月以降の筑摩県の地租改正の基本的な特徴を適確にとらえている

のである。つぎに、租税協議権論とはどのようなものか。①「夫の租税なる者之を人民に取りて以て天下の須用に供するところなれハ必らず人心の同く服して同く然りとする所に出て毫も威権束縛を以て肆まゝに之を断決し小民をして怨望咨嗟するところあらしむ可らざるなり」、②「租税ハ一國經濟の基本にして人民の利害休戚に関する之より大なるハなし必らず人民の公議を採り天下の承諾を得て然後之を徴集せざるへからず」。これを簡潔に表現すれば、国家が租税を賦課し徴集するには、人民の承諾が必須であり、国家権力によってそれを強制することは認められないというブルジョア民主主義的な租税論である。その人民の承諾をえるにはどのようにすればよいのか。それは言うまでもなく公選民会を開設することである。すなわち、「人民の公撰によりて民会の議員を定め夫の地租改正の如き目下一國の休戚に関するところのもの一々之を衆議に付し以て之を裁決せハ必らず上下否隔しこと天下の物議を生する憂なかる可し」と言う、公選民会論である。このような租税協議権論と公選民会論の結合した思想の基本的な性格を、ブルジョア民主主義の思想に属するものとして考えておきたい。地租改正の実施過程における問題点をとらえ、それを批判し克服するために形成された一つのすぐれたブルジョア民主主義的な思想であると思う。だが、この租税協議権論と公選民会論にも、いくつかの問題点、すなわち、まだ充分には練り上げられていない

点がある。その主要な点は、公選民会の性格がまだあいまいなことである。ここでは、国会を思わせる内容もあるが、主として各府県単位の公選民会を考えており、人民がその公選民会に参加することによって、国家政策の審議および決定を行なうことが可能であるように考えられている。しかし、国家政策を審議し決定するのは、各府県単位の公選民会ではありえないであろう。したがって、この考え方には、明らかに理論上の欠陥がある。公選民会論は、さらに民選議院論にまで理論的に高められなければならないであろう。しかし、公選民会論は、そのまま国家的規模にまで拡大すれば民選議院論になると言うような性格のものではないのである。両者は、質的に異なるといわざるをえない。なぜならば、公選民会論が、民選議院論にまで高められるためには、人民の政治への参加の問題、とくに主権の問題がとりあげられなければならないからである。さらに、租税協議権論は、国民主権論と結合することによってはじめて完成されるのである。租税協議権論と公選民会論は、これらの諸点を考慮することによってはじめてその意義をとらえることができるのである。

なお、同年9月に筑摩郡深志村の折井庄司が、県民会に提出した地租改正事業を批判した建言書は、窪田の意見をひいており、その影響が県下におよんでいるのを知ることができるのである。

そのほか、県下では、この時期には、国会を開設し、「吾輩兼テ胸中ニ包置キ

タル租税ノ輕重ヤ民費割賦論說ヤ其他法教ノ自由言行ノ自由等ノ議ヲ持チ出シ何様ニ処分シテ此国ヲ富強ニシコノ国ヲ安穩ニスベキカヲ国家ノ代民人ニ談スベキナリ」として、租税・民費を協議する権利と信教の自由、言論集会の自由などの基本的人権とを結びつけて考え、民選議院の設立を希望するブルジョア民主主義の思想が形成されていることは注目されなければならないであろう。⁽⁷⁾ また、「租税ハ吾々ノ公共ノ利益ヲ謀ル為メ設立シタル扱所(即チ政府)ノ入費ニ充ツル為メ吾々ノ家産ノ多寡ニ因シテ差出シタルモノナレハ吾々ノ保護ノ為ニ費ヤスナレハ云々ノ議」というブルジョア民主主義的な考え方にもとづき、自分達の上に立ち土族と唱える定職のないものに年々若干の金銭を家禄と称して投与するのは、まるで救貧院、養育院みたいな思いがするのであり、土族の家禄を急に奪うことは出来ないにしても、土族は「他三民ノ教育ヲ仰カサル様致サルヘシ」ときめつける鋭い見解もみられる。これらの思想や意見をみると、ブルジョア民主主義的な租税協議権論と公選民会、さらに民選議院論が、筑摩・安曇両郡をはじめとする地主豪農層、小土地所有者層の農民の間に広まっていきつつあったと考えることが出来よう。

さきの「郵便報知新聞」(第732号、明治8・7・26付)は、小幡篤次郎の執筆による新聞条例を批判した社説と、窪田の地租改正および公選民会を論じた口述体の投書を掲載した科により、罰金10円およ

び禁獄10月に処せられ、同号を編輯した岡敬孝（栗本鋤雲の代理）は、禁獄の憂きめをみた。この問題は、すぐに信濃の松本に伝わり、窪田や市川量造らが創刊しかつて窪田が編輯者兼印行者となっていた「信飛新聞」にも、小幡の社説があるにもせよ、窪田が「先頃東京在留中該社エ推参致シ地租改正ノ事ヲ何カ饒舌リ散ラシタ」ことに一因があると報道された。「畔夫モ思ヒヨラヌ感触デモツケナ顔ツキヲシテ竊カニ心痛致シ居リマスル」という。モツケナ顔ツキはともかくも、その後の窪田の言動から推し測ると、そのようなオシャベリにまで国家権力が介入して規制し、弾圧が加えられるという事態に、意識裡的な、精神的な衝撃を受けたように思われる。元来、窪田は、たとえば地方官会議を傍聴するために上京する際にも、同行の清水又居が、さきざきを思いやって、「兎角世ノ中ハ之ノ字ノ道モ歩行カニヤナラヌ」と言うのと、それに反対して、「真ッスグニ突切テ歩行ガイクラノ便利イクラノ益ダ」と主張する合理主義者であった。⁽⁹⁾しかし、そのブルジョア的な合理性は、世の中を真すぐに突切て歩くことを妨げるような諸要素あるいは諸条件が生じた場合に、それらを批判し克服するような方向に、かれ自身を向かわせるものでは必ずしもなかったのであると言わなければならないであろう。もっと直截に言えば、国家権力の介入や規制、弾圧、それ自体を批判しそれに抗する方向に必ずしも向うのではなくして、国家権力の介入や規制、

弾圧を引き起すような自分の言動を自主規制してしまう方向に向うのである。そのようなありかたは、ブルジョア的な合理主義やブルジョア民主主義の一つの属性であり、したがってその限界を示しているものであり、土地改革についても、1872（明治5）年5月の窪田らの租税改革構想、あるいは1874（明治7）年の夏以降行なわれた「培養植種耕費」を1割5分に定率化しないでそれ以上に割り引く方法などが、積極的に提起され、また実際に用いられつつも、政府・県当局の恫喝と抑圧に会うと容易に瓦解してしまうのも、絶えずそのような限界につきあたるためであった。

また、窪田畔夫は、東京で津田仙を訪ね、津田の農業三事について、とくにいわゆる穀物人工媒助法について教えを乞い、その媒助法に用いる津田繩などを買い求め⁽¹⁰⁾ている。と言うのも、畔夫は、郷里の筑摩郡和田村（旧和田町村）を出立する際に、同じ村の古くからの知人達である窪田庄次郎（副戸長）、や白瀬清平（戸長）をはじめ四・五名の有志から、上京したら是非とも津田仙の所に出向き、媒助法に必要な器具などを手に入れてきてほしいと託されていたからなのである。庄次郎は、「農学ニ志シテ意ヲ培養ニ注ケリ」と当時の新聞に書かれる農民であったが、すでに津田の著書『農業三事』を郵送で取り寄せ、1874（明治7）年の秋に媒助法を自分の田で試して、坪当り升目で3合8勺、目方で106匁余の増収を得るとい⁽¹¹⁾う好結果を得ていた。一方「素ヨ

「農事ニ心ヲ用ヒ」と庄次郎と同じようにいわれる百瀬は、『農家必読全書』の中にある稲の雌雄穂の精選の方法などを試してみたりしていたが、『農業三事』が刊行されるとすぐその影響をうけ、さらに村民にひろめ、四・五名の有志をえると、庄次郎とともども畔夫に託したのである。百瀬は、畔夫の帰郷を迎えてその話を聞き、早速試してみて、これまた坪当り升目で1合6勺余、目方で20匁余の増加をみ、また2人は翌1876(明治9)年には麦作にまでもおよぼしている。⁽¹²⁾

同じ頃、和田村(旧蘇我村)の萩原次郎太郎や伊那郡喬木村(旧阿島村)の長谷川範七などの下問会議々員、勸業開産機関の開産社の主要メンバーの人々もともども上京し、内務省の内藤新宿試験場を見学し、また紡績所の絵図や津田縄などを購入し、新しい知識の吸収を計って⁽¹³⁾いる。

このように新しい農学を導入しようとする試みや農業改良への志向は、そのまま県民会である下問会議に持ち込まれ、1876(明治9)年3月の下問会議では、「農学校ヲ開設スル事 附生徒募集ノ事」、あるいは「農業三事ノ法ヲ実験スル事」という二つの会議問題(議題)が盛り込まれるにいたっている。⁽¹⁴⁾ 会議の結果、前者の問題については、農学校を開き各大区1人ずつ生徒を招集し、その費用は差当り開産社の資金を用いることが決議され、また開産社は生徒5名を農業学習のため上京させ、内務省勸業寮に送っている。媒助法を実験する問題に関しては、

季節がら直ちに実験をするというわけにいかないで、一応秋まで保留することになった。一方、民間の商人はいわば目先きをきかせて、東京学農社の許可を取り、県内で津田縄を製造して、筑摩郡北深志町や諏訪郡原村などで東京製よりも廉価に販売(1人用1円37銭5厘、3人用4円)⁽¹⁵⁾し始めている。松本平の水田の稲が花をつけ始めた頃、開産社掛りが中心となって、自村の筑摩郡の信楽村出川耕地(旧村)や岡本村岡耕地田(旧村)で津田縄を張り、実験を行なった。こうして媒助法は、県民会で認められ、各郡村の村吏を通じて農民諸階層にまで諭示されるにいたったのである。また開産社は、各大区へ津田縄の貸与をはじめている。

その頃、畔夫と縁戚関係にある筑摩郡新村(旧南新村)の上条四郎五郎は、新聞につぎのように投書している。「媒助法ノ益アル尋常ノ類ニ非ズ之ヲ常式ノ稲ニ比較シ其利獲アル殆ト二割余向ントス是東京学農社ニ於テ昨明治八年諸県下ノ報ヲ取り刊行シテ世ニ公スル所也然ルニ復タ撰種法ノ大利アル説ヲ聞ケリ先ツ稲穂ヲ三段ニ別チ穂先ヲ第一トシ中ヲ第二トシ本ヲ第三トシ第一部ノ実ヲ取リテ種トスル同ク二割余ノ益ヲ生ズト夫レ稲ノ真精タル第一ニ実シ第二ニ虚ス故ニ花ヲ結ブ第一ヲ先ニシ第三ヲ後ニス是亦発明ノ説ニシテ豊前地方ノ有志昨年親ク経験^(ママ)シテ学農社ニ報告ス今産ヲ興シ富ヲ基スルノ際何ゾ之ヲ偶然ニ措ク可ケンヤ本^(ママ)年杣稲既ニ穂ヲ発スルノ期ニ向ヘリサレバ各自努テ媒助ヲ施シ引テ刈取ノ時ニ至

リ齊ク種ヲ穂先^(ママ)ニ撰ミ以テ明年ニ播シ之ニ重スルニ媒助ノ施ヲ以テセバ一般数層ノ益ヲ収スルヤ必セリ此ノ如クナルトキハ一戸ノ利一國ノ益合セテ巨万ノ数ヲ成シ人力以テ天功ニ勝ツニ至ル何ゾ珠玉ノ近キニアルヲ棄テ遠ク之ヲ冥々需ムベケンヤ想フニ撰種媒助ノ未ダ行ハレザル区村アラバ正副戸長諸君月次御布告講読ノ時ヲ以テ其実益アルヲ懇説シ全村ヲシテ丁寧^(ママ)之ヲ行ハシメ其幸益収メ但ニ盛時ヲ仰ガン事ヲ是レ切ニ痴心ノ冀望スル所也⁽¹⁶⁾。これをみると、媒助法は言うまでもなくさらに撰種法の実施を促めている。

その後、この上条や市川量造などが中心となって、筑摩・安曇両郡の有志約50名を集め、1880(明治13)年には東京学農社の分社である松本農事会を設立し、その活動⁽¹⁷⁾を続けている。

さて、これまで述べてきた津田仙の農業三事の媒助法とはどのようなものであろうか。それは、つぎのようなものであるといわれている。「綿羊ノ毛ヲ以注連繩ノ如ク製シ垂下スル所ノ先へ蜂蜜ヲ薄ク塗付シ米麦其他ノ穀物共花將ニ開綻セントスル時其繩ヲ兩人ヲシテ之ヲ双方ヨリ胸部位ノ所ニ提携引キ張ラシメ兩三度表面ヲ撫デ廻セバ其花乍チ交接ヲ遂ケ其収獲⁽¹⁸⁾ヲシテ大ニ増殖セシムル」ものである。撰種法については、さきの上条の意見のなかにみられたごとくである。

このような媒助法とか撰種法とか言うような方法が、これまで述べてきたように、かなり広く受け入れられるにいたつ

たのには、つぎのような二つの要因があるように思われる。それは、媒助法にしる、ともかく海外からもたらされ、新しい農学としての性格を付与されていたことであり、あるいは少なくともそのような姿を呈しており、また、それが農業雑誌とか新聞などを通じて広められ、さらに各地で増収をみたと言うような実験結果が、これまた雑誌や新聞を通じて広められていたことである。それらの諸要素が、戸長・副戸長層や県民会議員層などの地主豪農層をとらえたのであり、かれらの新しい農学や農業改良への志向と結び付くにいたったのである。この時期には、「農学ハ此地ニ適當ナル營生ノ道ナル事ト吾輩考定セリ⁽¹⁹⁾」とか、「今日ノ急務タル農学ヲ興シ生徒ヲ陶冶シ便ニ就キ迂ヲ去リ欧米ノ農具ヲ取舍シ我壤田ニ適スル器具ヲ以テ米穀ヲ蕃殖セシムルハ吾輩ノ眼目ナリ⁽²⁰⁾」などというような新しい農学に関心を示す考えが共通性を持ちえたのではないだろうか。

このような新しい農学や農業改良への志向は、どのようにして生み出されたのであろうか。その核をなしているのは、かれらの、収穫量の増加、すなわち土地の生産力の上昇を中心として考えるような富国観(あるいは富国論)であろう。かれらは、収穫量の増加→民益の増加→国富(富国)の形成と言うような筋道で考えていたのである。そして、土地を富の源泉としてとらえ、その土地の私的所有権を擁護し、それらを前提としつつ新しい農学の導入とか農業改良の試みとか

を行なっている。それらのことから考えれば、同じ頃、明治政府が壬申地券の附与や地租改正の実施を通じて、土地の私的所有権を法認する土地改革の政策を行なっていることは、かれらからすればこの段階の施政者の行なうべきごく当り前の土地政策であると考えられることである。あろうし、またその意味では、明治政府の土地改革はかれらよりも遅れており、かれらの方が進んでいるというようなことにもなるであろう。同時に、かれらが新しい農学や農業改良の方法を全く掌中に納めたとも言えないことに留意しておく必要がある。伝統的な農業生産のなかでつちかわれてきた規範から離脱しつつもまだ新たな探索の道程を歩まざるをえないでいると言えよう。

さらに、問題となるのは、新しい農学や農業改良への志向が、土地の生産力の上昇に向けられ、そこでは、農業経営における労働生産力への視点がたしかなものとしてすえられていないことである。したがって、媒助法や撰種法などの場合に限らず、一般に、このような新しい農学の導入や農業改良の試みは、必ずしもブルジョア的な発展をより深化させる方向に向うとは限らないのである。絶えず挫折を生じ、収穫量を増加させるために労働力の過度な投下が行なわれる傾向を持っているのである。また、かれらの土地の生産力の上昇を中心として考えつつ、生産量の増大によって国富（富国）の形成を図るという考え方は、明治政府の後進的な経済的性格を克服し経済的發展を

図るという考え方で微妙にまじりあうのであり、明治政府の殖産興業政策を通じて、かれらが漸次にその政策の展開をにないつつ、そのなかに取りこまれていく可能性を内包しているのである。しかし同時に、その殖産興業政策と結び付いている地租改正は、耕地整理や水利体系の改善などを全く含んでいないのであり、土地の生産力、労働生産力については言うまでもなく、総じて、農業の生産諸条件を十分に発達させるものではなかったのである。かれらは、その点で矛盾にぶつからざるをえなかったのである。県単位の規模でみた場合、さきに述べたように、新しい農学の導入や農業改良の試みは、県民会を経てさらに県の勸業開産（殖産興業）機関によって実施にうつさされているのであり、県当局の勸業開産政策と結び付いている面がある。地主豪農層は、県民会や勸業開産機関を通じて、地租改正が農業の生産的な諸前提を十分に発達させるものでないということにもとづく矛盾の打開を計りつつ、かれらの殖産興業の面に関する主張の実現を試み、同時に県当局は、相対的にかれらに依拠しつつ行政や勸業開産の経済政策を実施しているのであり、その両者の間には、副次的なものであるにせよ矛盾があったと言うことになる。その意味でかれらを殖産興業的地主豪農層とすることが出来よう。

そのような地主豪農層のその後の動向について、たとえば窪田畔夫を一つの事例としてふれておきたい。1880（明治13）

年2月浅間で各町村の戸長や町村会の議長などによって安筑両郡親睦会が開かれ、かねてから自由民権政社の結成の準備にあっていた上条蝋司・松沢求策・市川量造・伊藤久蔵らの起草委員から檄文および規則などが示され、参会者およそ100名の同意をえて、一つの政社が結成された。著名な奨匡社である。その際、審査兼創立の委員として20名のものが投票によって選出されている。そのなかには、市川量造・松沢求策・伊藤久蔵などとともに、窪田畔夫・上条四郎五郎・折井庄司も選ばれている。窪田は、すでに1877(明治10)年から翌年にかけて東筑摩郡南深志町でいくどか政談演説を行っており、政社に参加するものとして目されていたのであろう。しかし、4月に南深志町で奨匡社発会が開かれ、参会者745名によって創立委員にかわる新たな常備議員の選挙が行なわれた際には、上条四郎五郎・折井庄司はともに当選しているが、窪田は姿を消し補欠委員10名のなかにさえも名をとどめていないのであり、また60名の臨時委員にも含まれていない。そして、奨匡社の活発な活動から急速に離れていく。⁽²¹⁾そのことは、この1870年代末前後に、窪田のブルジョア民主主義的な政治運動が終りを告げているのではないかと考える一つの根拠にもなるであろう。その後、1880年代に入って、窪田は、郡長となり、さらに長野県第四区(東・西筑摩、南・北安曇の4郡、定員2名)から衆議院議員選挙に立ち、第1回には落選したが、1892(明治25)年の第

2回臨時総選挙には当選している。この時には、民党に対抗して吏党の立場に拠り、県当局などのバックアップを受けたといわれる。その後はついに当選しえなかった。もはやこれ以上多くを記すことは必要でないであろう。かれは、「極端な国粹論者」といわれ、衆議院議員になった際には、西郷従道や品川弥二郎らの国民協会に關与して、その結成の準備委員となり、その縁で西郷によって台湾支庁長に推薦されたが辞退したといわれ、政界をしりぞいた後には神官になっている⁽²²⁾。このような窪田の動向は、明治維新後、1890年代にかけて地主豪農層の描いた軌跡の一つを示している。

注(1) 以上、いずれも、明治8・7・26付、「郵便報知新聞」第732号、投書。

(2) 『自由党史』上(岩波文庫版)、p.173~175。

(3) 『河野磐州伝』上巻、pp.208~209、p.214。

(4) たとえば、河野広中に関するつぎのような記述はどのように考えたらよいのであろうか。「次に明治九年地租改正の折は、予を以て其委員たらしめんとし、其の筋から其の旨を通して来た。予は『改租を行ひ土地を私有とするは、土地兼併の端を開き、貧富の懸隔を甚だしうせしむるものたると共に、皇土を私するに委するは、不当千万の事だ。斯様な事の担当は眞平御免であると云ふて、之を受けなかった。当時戯れに『愈々土地の私有が許されたら、予も数頃の土地を購ひ、其処に河野王国を建設し、日本帝国と、国際条約を結び、交際を結ぶこととしようか』と

云った。之を聞いた人達は非常に驚いて居た。」(前注, pp. 193~194)。土地兼併に対する批判と王土王民思想と自治の精神との一種奇妙な混淆をみる思いである。

- (5) 明治8・7・26付, 「郵便報知新聞」第732号, 投書。これは, 窪田畔夫の話を「社友」が筆記したものであるとされているが, 窪田の口述そのままであるかどうかは, 疑問である。しかし論理と内容は口述にしたがっているとみてよいであろう。なお, 「社友」が誰れであるかは, 不明だが, 同号の編輯者は岡敬孝(栗本鋤雲の代理)である。
- (6) 以下, 引用文はいずれも上記の注による。
- (7) 明治8・3・8付, 「信飛新聞」第34号, 投書。
- (8) 明治8・4・13付, 「信飛新聞」第43号, 投書, 「士族ニ告ル文」。
- (9) 以上, いずれも, 明治8・9・8付, 「信飛新聞」第80号, 「雑報」。
- (10) 明治8・8・31付, 「信飛新聞」第78号。
- (11) 明治7・12・13付, 「信飛新聞」第22号。
- (12) 明治8・10・26付, 「信飛新聞」第92号, 「雑報」。明治9・6・12付, 同第149号。
(ママ)
- (13) 明治9・10, 「開産設社開理行方演舌書」(同年, 『演説書』, 所収)。
- (14) 明治9・2・14付, 「甲第35号」達(同年, 『管内上梓布達綴』乾, 所収), 同年2・25付, 「信飛新聞」第122号, 「雑報」。
- (15) 明治9・5・11付, 「信飛新聞」第141号, 「広告」。
- (16) 明治9・8・15付, 「信飛新聞」第165号, 「投書」。
- (17) 『松本市史』下巻, p. 468以降。

- (18) 「津田僊農業三事方法欧米各国農学教師へ御質問ノ義伺」(『明治前期勸農事蹟輯録』p. 116)。
- (19) 明治8・3・20付, 「信飛新聞」第37号, 「投書」。
- (20) 明治9・1・12付, 「信飛新聞」第111号, 「投書」。
- (21) 有賀義人・千原勝美氏編『長野県自由民権運動 奨匡社資料集』, 上条宏之氏「地方自由民権運動結社の組織過程とその背景」(「信濃」第13巻第5号)。
- (22) 江川為信著『信州政党史』p. 32。

II. 関係史料

(一) 地主豪農層の租税改革構想

史料 1.

上
 賤農等謏劣頑鈍ノ身ヲ以テ閭巷ノ論談ヲ採摘シ叨リニ
 御廟算ヲ冒瀆仕候儀千万恐懼ノ至ニ奉存候得共今日ノ文明ニ遭逢シ報國ノ赤心黙止スルニ由ナク区々一片ノ微衷奉言上候謹惟ニ國ヲ富シ礎ヲ固フスルハ租則ヲ正シ私利ヲ制シ人心ヲシテ協和セシムルニ因ル夫租則正シカラサレハ小民産ヲ立ル難シ私利ヲ制セサレハ富民兼併ノ害アリ曩ニ列藩ヲ廢シ給禄ヲ制シ府県ヲ定メ浮民ヲ沙汰シ名分純一ニ帰シ開化進歩日ノ昇ル如シ然ト雖モ僻遠ノ地ニ於ル小民未タ其所ヲ得テ各々分ヲ安スルニ至ラス方今外国 御交際ヲ始トシ海陸ノ守衛及ヒ開墾等切要ノ御急務差湊御入費洪大ニ被為在候得

共天下ノ富民未タ協力ノ志アルニ至ラス皆徒ニ僥倖ヲ祈シテ或ハ古ヲ思慕シ紛々トシテ方向一ナラス今ヤ各郷学校ノ設ケ盛ナリト雖頑固ノ者救フニ術ナク窮乏又学フニ暇ナシ其協和尽分ニ至ル何ノ時ヲカ期セン賤農等田畝ニ成立シ敢テ時務ヲ知ル能ハス況ヤ堂々タル大政ニ於テヲヤ天地懸隔企テ望ム可カラスト雖モ管見ノ及フ所謹テ五事ヲ陳_(ママ)開ス

一民政ノ大綱ハ戸口ヲ詳ニシ田法ヲ正スニアリ今ヤ戸籍新タニ成リ人民初メテ其正ニ帰スルヲ得タリ田法ノ釐革亦此時ヲ失フ可カラサル也中葉以来封建ノ制ニ因リ郡国税則ヲ異ニシ削歩縮尺愈久シテ愈重ク序位ノ倒置ナル畝歩ノ錯誤ナル殆ト推覈ス可ラサルニ至ル譬ハ筑後ハ三公七民筑前ハ七公三民ト云フカ如ク或ハ無税ノ地ニ若干ノ米ヲ得ルアリ又田無クシテ租ヲ輸スルアリ其寛宏重税ノ相去ル如此ニシテ凶カラスンハ何者ヲカ急トセン仰キ願クハ大ニ田法均一ノ御令ヲ敷揚シ不幸重税ノ民ヲ救ヒ僥倖罔上ノ徒ヲ抑ヘ勞逸相済ヒ寛租厚生ノ儀懇切御開諭有ラセラレ交通其宜キヲ得而後其实ヲ施シ玉ハ、必ラス怨讒紛起ノ憂ナク万民寛望シテ釐正ノ日至ルヲ待ン然ラスシテ唯簿上ノ数ヲ加除シ村吏ヲシテ閑田ヲ出サシムルカ如キ其成績速ニ挙リ難ク況ヤ昏愚無識ノ恨洵々強々タル疑懼ノ巷談聞クニ忍ヒサルナリ今均田ノ法ヲ立ル宜シク先ツ地理専任ノ職ヲ置キ州県地方ノ経緯度ヲ明ニシ管内ノ山川田野精細明瞭

ノ地図ヲ造リ某地某村某田歴々掌ヲ見ルカ如クナラシメ又村民ノ内經濟実地ノ者ヲ撰ミ其事ニ担当セシメ其实ヲ精料シ佃戸ヨリ地主ニ納ル小作年貢ノ穀高ヲ詳密ニシ(地主自耕ノ田モ地積ヲ量リ皆準シテ其佃米ヲ定ム)是ヲ以テ租税ノ大根拠トシ甲田ハ佃米何石何斗乙田ハ佃米何斗何升ト其沃确広狭ニ応シテ各至当ノ実ヲ得此佃米ヨリ何分ノ一ヲ出シ公納スルヲ以テ天下一律ノ御法ニ改正アラセラレ度ナリ(愚農等窃ニ古今ヲ斟酌シ実地ニ就キ之ヲ量ルニ佃米四分ノ一ヲ官納トセハ則チ八ニシテ一ヲ取ルナリ其所以ハ小作米五斗ノ地ハ作人米一石ヲ得ヘシ地主自耕スレハ則チ八分ノ一ヲ出スニ当ル佃戸ハ八分ノ四ヲ得テ耕耨糞培ヲ弁シ地主ハ八分ノ三ヲ得テ諸夫錢等ヲ弁スルナリ尤佃戸納穀ノ制一般嚴格ノ規制ヲ立ルコトヲ要ス)夫海内ノ広キ土地ノ肥瘠氣候ノ寒温水利ノ便否大ニ差等アリト雖モ要スルニ此佃法ヲ以テ精査スレバ各土適宜ノ実ヲ得テ過不及ノ弊無キニ至リ_(ママ)猾胥モ其術ヲ施ス能ハス愚夫モ亦首肯シテ疑ハス共ニ其簡易ヲ喜ハン(水災凶歉等蠲賑ノ法モ準理シテ其当ヲ得易シ)如斯ニシテ御国内ヲ概算スルニ恐クハ官ノ所入減耗スルニ至ラス是以家給シ国足り事均シテ法行レ万民擊壤シテ歌タフ可キナリ

一田租既ニ均シ農夫又力ヲ量テ耕サ、ル可カラス然ルニ富戸ハ数百頃ヲ兼并シ_(ママ)貧戸ハ立錫ノ地ナク苦樂ノ相反スル其由リ来ル久シ是終ニ与奪ス可カラサル

者ト雖モ富戸ハ窮民ヲ救ヒ貧者又志ヲ
 尽シテ互ニ協和セサル可カラス是以其
 区村ニ於テ耕田ヲ総計シ人口丁壯ニ依
 ツテ適宜ニ之ヲ分課シ耕サシメハ力民
 貧耕ノ弊ヲ庄シ窮民婦耕スルヲ得ン村
 吏ハ專ラ勸農ニ注意シ其勤惰ヲ察シ獎
 懲ヲ行ヒ小作ノ稅期ヲ嚴ニシ豐歲ハ食
 ヲ働シテ不虞ノ備トナサシム是ノ如ク
 ナル時ハ彼此情相通シ不慮ノ弊自ラ洗
 除シ随テ家産相立所謂ル生ヲ養ヒ死ニ
 喪シテ憾ナキニ至ン

一貸借ヲ正シ信ヲ堅フセサレハ私利ヲ制
 スル能ハス方今富民ノ容態ハ專ラ儉安
 ヲ祈シテ動モスレハ小民ヲ虐スルノ機
 アリ其小民ニ於ル釁ヲ伺ヒ策ヲ構シ以
 テ利ヲ私セントス是私利ヲ知テ公利ヲ
 知ラス兄弟毎ニ相争フニ齊シサレハ事
 故アリテ富民ニ頼リ金ヲ借ルニ期過ク
 ト雖モ還納セス其促責ヲ受ルニ至リ托
 語遁辭ヲ以テ延引シ事情遁レ難キニ及
 ンテ人ニ頼リ哀ヲ乞或ハ詐譎シテ約束
 ヲ侵犯ス其狀測ル可カラス

官裁ヲ経ルニ至ツテハ又互ニ詐譎ヲ逞
 フス此弊團結シ各方其婦ヲ同フス是ヲ
 掃フ尤嚴ナラサル可カラス先ツ天下毎
 区ノ長副ニ一簿ヲ下ケ渡サン金ヲ借ン
 ト欲スル者ハ田畑山林等金高ニ応シ十
 分ニ引当ヲ差出シ請人ヲ立村吏ノ証印
 ヲ受ケ其券ヲ持テ長副へ出ツ長副之ヲ
 簿ニ記載シ証スルニ割印ヲ以テス金主
 此券ヲ取り金ヲ貸ス期ニ至リ遲停スル
 トキハ村吏請人相共ニ其引当ヲ収テ以
 テ還金ス(若シ期ニ至約ニ背キ徒ニ停
 滯因循スルトキハ村吏ニ至ル迄必ラス

罰セラレ又長副村吏ノ証印ヲ受ケ私
 ニ貸借シ他日訴訟ニ及フト雖御採用ナ
 カル可キ也)是ニ於テ金主ヲシテ息十
 分ノ一ヲ稅セシメ長副之ヲ取立月毎ニ
 簿ニ引合セ以官ニ納ム夫レ貸借ハ有無
 ヲ通シ用度ヲ弁スル所以ニシテ天下一
 日モ闕ク可カラス^(ママ) 當今輕薄不信ノ甚キ
 概スルニ貸借ヨリ慣染シテ引テ万事ニ
 渉ル實ニ御國威ニ関スル慨歎ニ耐ヘス
 今此挙アルトキハ富人苛息ヲ斂スル能
 ハス貧者假借ヲ濫ニスル能ハス信義立
 テ分際ヲ知ル是私利ヲ制スル所以ナ
 リ

一商業ヲ專務トシ他事ニ関セサル者ハ其
 利人ヲ虐スルニ至ラス然リト雖モ其市
 廛ニ於ル田家ト趣ヲ異ニシ利沢最モ盛
 ナリ故ニ其富以テ稅セサル可カラス於
 是市店ノ稅則ヲ立先ツ其街坊ノ利地ト
 不利地トヲ推量シ序次ヲ分チ法ヲ立每
 戸間口ニ準シ稅ヲ収メラレ(借地ノ分
 ハ地主ヨリ収ム)加之手代傭夫奴婢ヲ
 抱へ及ヒ舟車ヲ所持スル者ハ各々其數
 量ニ因テ稅ヲ収メラレ其窮民ヲ撫スル
 ニ至ツテハ懇論シテ社ヲ組マセ金ヲ出
 サシメ市中ノ窮民賑貸ノ事及ヒ道路橋
 梁修理ノ策ヲ擧ン事又要スル所ナリ是
 上ハ

天恩ヲ報ヒ奉リ下ハ壟斷專利ノ弊無ラ
 シムル所以ナリ(農民ト雖モ奴婢ヲ抱
 へ舟車牛馬ヲ所持スル者ハ適宜ノ稅ヲ
 収メラル可キナリ)

一人ト生レテハ國ニ報セサル可カラス國
 ニ報セント欲セハ以テ分ヲ尽サ、ル可
 カラス方今内外御國債ノ多キ駭歎スヘ

キト雖苟モ天下大小ノ富民協力同心各
 々其分ヲ尽サハ之ヲ済スル何ノ難キコ
 トカ有ラン謹惟御国勢今ヤ搏ントスル
 時ニシテ勿躰ナクモ日夜
 宸襟ヲ安ンシ玉ハス万機ニ
 聖慮ヲ勞サセ給ヒ天下蒼生ヲ思食サル
 、コト誠恐懼感激ニタヘサルナリ嚮ニ
 諸侯伯封上ヲ奉還シ華土族心ヲ一ニシ
 テ偏ニ国家ノ富强ヲ期望シ僧侶モ亦將
 ニ冗食ノ愆ヲ悔ヒ以テ国家ニ酬アント
 ス此時ニ当リ富民独リ何ソ侈然トシテ
 坐食スルノ理アランヤ願クハ速ニ前件
 ノ四条ヲ挙ケ玉ハン事ヲ然ラハ則大惠
 潤ツテ国礎固ク信義立ツテ廉恥起ラン
 是ニ於テ尋テ令ヲ府県ノ富民ニ下シ恂
 ニ報国尽分ノ理ヲ説諭シ玉フトキハ感
 泣推戴恩ニ拜シ義ニ進ムノ徒絡繹ト奮
 興シ以テ分ヲ尽サン事又見ルカ如シ苟
 モ恒心ヲ有スル者其資財ヲ以テ国用ニ
 供ス何ノ榮カ之ニ如シ然ト雖モ井蛙ノ
 言葉ヨリ 大憲ノ所在ヲ知ラサルナリ
 右条陳スル所言辞ノ失体ナル文字ノ錯繆
 ナル僭越狂妄ノ罪遁ル、所ナシト雖モ敢
 テ心腹腎腸ヲ布キ奉獻言候仰願クハ
 聖明ノ憲裁ヲ得テ涓埃ノ誠以テ
 国家ノ万一ニ裨スル者アラハ賤農等立口
 ニ斧鉞ノ下ニ伏スルモ亦辞セサル所ナリ
 誠恐誠惶頭首死罪

信濃国筑摩郡

第二十六区戸長 南新村

上条四郎五郎 印

第三十二区戸長 蘇我村

萩原次郎太郎 印

同区戸長 和田町村

窪田畔夫 印

明治五年壬申五月廿五日

筑摩県 御庁

(明治9年、『旧筑摩県引継書』二、所収。
 県庁文書)

史料 2.

「地券之儀ニ付去壬申八月以来御布達ニ
 ヨリ各村幾何ノカ若干ノ金ヲ費シ漸調揚
 ノ際更ニ調方雛方ヲ以テ御達相成一同驚
 愕罷在候然レ共各村素ヨリ現地精実ノ調
 ニ候へハ僅ニ書体ヲ改訂スルニスキス然
 ルニ遐陬避邑ニ至リテハ偏頗固陋ニ泥レ
 檢地聚斂ノ様心得違互ニ隣村ヲ窺視徒ニ
 歳税貢額ノ方法ヲ疑慮荏苒スルモノ多カ
 ラストセス或ハ叨リニ浮説ヲ信シ従来ノ
 高納ヲ廢シ地価分一税ト云高ハ是迄ノ通
 リ御据置トアレハ之ヲ交半シテ貢スルト
 云地価一村総計ヲ以テ庁ニ買上更ニ入札
 法ヲ以テ払下ケト云或云彼国ハ某是ノ国
 ハスト湧説紛々トシテ実地広狭肥瘠モ
 曖昧シ地価一定ニモ不至尚今度モ調此ニ
 惑フ時ハ懇厚ノ御趣旨ニ悖リ再三改調候
 テハ村費一層ヲ増其末罪断ヲ受ルニ至リ
 テハ實ニ慨歎ノ極邂逅里正奮発シ詳密ニ
 スレハ頑民却テ之ヲ非トシ洵々トシテ紛
 議ヲ醸シ事此ニ惘惑スルモノ尠シトセス
 然リト雖モ此疑惑ヲ散シ煽説ヲ消ノ方策
 更ニ無之候得共其一端ニハ畢竟地稅ノ方
 法如何ヲ公然御告有之ニ於テハ少ク解安
 スルニモ至ランカ而シテ地引絵図ハ必ス
 之ヲ分見ニ量リ (尤幽谷嶮山ハ此限リニ
 非ス) 寸地モ隱匿ノ弊ナカラシメ打詰三
 百坪ヲ一反歩トシ譬へハ高一石ノ地ヲ一

筆ニ所持スル時ハ其分界ハ墨筋ヲ正シ中
 数田アラハ毎田朱繫点ヲ畔トシ田形ヲ現
 シ向後地所錯難ヲ判スルニ易カラシメ亦
 地引帳ハ先般ケ条ニテ御達ノ通檢地帳ヘ
 引合サル地方ハ管現地ヲ要旨シ無願田成
 私換地合畝切畝各一筆ト立現今有スル所
 ノ地ヲ図中墨筋分界中トナシ肩書ハ銘々
 所持ノ古証文ニ抛リ之ヲ記シ（反別ハ割
 畝帶高私替地無願田成反畝ヲ載セス高ノ
 ミヲ以讓請等ノ僻アルニヨツテ村総括檢
 地帳ト合サルモアリ高ハ貢額アルニヨツ
 テ各村差ヒナシヨツテ反別ハ記サ、ルモ
 妨ケナシトシ）協ニ実価并併田数預ケ粗
 何俵（但五斗入）ヲ記シ又地価ハ税法ニ
 ヨルト雖モ実地広狭善惡ハ村長之ヲ檢シ
 従前作徳モ比照シ一步何円ト公平ニ定メ
 （但作徳一俵ノ地ナラハ貢納諸役掛リヲ
 除キ残粗何斗ヲ何円ト定ムルハ実地価不
 相当ニ付貢納諸役掛リニ係ハラス実地広
 狭善惡ニ依テ記ス）其他新発荒地引山林
 郊原ハ御布告ノ如ク今又隣村等ノ形勢ヲ
 推考スルニ都テ一定ニモ至間敷敷一村奮
 ヲツテ神速正実ニ取調ル時ハ此邑必ス是ニ
 倣フハ勢ノシカラシムル処也然レハ則一
 区内ニ一二人ヲ撰ヒ意ヲ懇熟ニ申含メ
 其村ヲシテ首メニ精実急速ニシ隣村ヘモ
 注意セハ往々正実一定固陋ノ弊モ解ケ事
 訊速ニモ至リ可申カト至愚ノ鄙見不顧忌
 憚奉申上候再拜

第八十四区安曇郡借馬村

明治六年二月 海川三郎衛 印

（明治9年、『旧筑摩県引継書』二、所収。
 県庁文書）

（二） 県当局の方針と地方官 心得書検査例則

史料 1.

地租御改正着手之順序差出候
 事件ニ付伺書

過日地租御改正ニ付着手順序申立置候処
 猶又担任之者可差出旨御達ニ付大属黒田
 直方差出候処同人申立之廉見込違有之一
 且御下戻同人帰県之儀申立候御聞届ニ
 テ同人江見込書御下戻致帰県候然ル処同
 人出京先ヨリ同課之者江書面差遣候趣ニ
 岐阜県ヨリモ担任之者出府見込申立同県
 ニハ大属名前ニ無之当県ニハ僕江御委任
 之廉ヲ以僕名印ニテ差出候段申越候趣承
 届於拙者ハ素ヨリ当県衆議一決之見込申
 含差出置決而委任致シ置候儀全ク無之尤
 県治条例其他単行御頒布ヲ以テ夫々権限
 有之乍併特別之詔ヲ以テ御委任相成候儀
 ニ有之候ハ、其段御達可有之処更ニ其儀
 無之職務上ニ於テ何分心事不安心得方モ
 有之帰県之上委任之証可見届旨書取ヲ以
 相達候御委任之証ハ無之候得共別紙手続
 之次第ニテ租税寮ヨリ全ク御委任ト心得
 違専決ヲ以見込申立不行届之旨手続書待
 罪書相添差出候今般之御改正於地方官ニ
 モ不容易大事件日夜寝食ヲ不安苦慮之処
 輕卒ニ心得違一己之見込ヲ以一県着手之
 見込ニ申立候段不都合ノミナラス官員一
 同統御之一端ニモ致關係候ニ付見込之次
 第モ有之候得共岐阜県ト格別之御処分之
 様ニモ相見候付為念此段相伺候以上

明治七年二月

筑摩県権令 永山盛輝 印

租税頭 松方正義殿

追而着手順序不日差出可申此段申添候
以上」

指令 「書面申立之趣岐阜県ヨリハ担当
之者差出候節着手之順序以書面申立其県
ハ最前差出候着手順序見込書之内不分明
之廉有之候故担当之者差出方相違候所大
属黒田直方差出候ニ付廉々及推問候所口
述のミニ而者判然了解致兼候間同人名印
書取ヲ以為申立候義ニ有之尤県議一決之
趣意同人総而担当弁論いたし候答ニ付書
取見込之内不都合之廉々ハ掛紙ヲ以夫々
推問商議を尽シ同人調直シ之上差出候儀
ニ而租税寮ニ於而ハ決而同人一箇之所見
ヲ以申立候義ト不見倣者勿論同寮ヨリ同
人江委任等可致次第者一切無之候条可得
其意事

明治七年三月三日

大蔵卿 大隈重信 印」

史料 2.

「今般地租御改正ニ付着手順序
御達ニ寄客秋中書面差出候処
不分明之廉有之担任之者可差
出旨猶又御達有之大属黒田直
方差出候処本県一決之見込ハ
差置旁々委任ト心得違一己ノ
見込ヲ具状シ矛盾之款不少候
付一旦御下渡之儀申立同人ニ
モ帰県候付尚又既往之順序将
来着手之方法大体見込左ニ致
續述候事

不肖盛輝昨明治六年大蔵省議事会同ニ付
出京罷在候処五月廿日各地方長官ヲ宮殿

ニ被為 召

勅旨ヲ被ル其略ニ曰方今国ノ未タ開ケサ
ル汝地方ノ官ニ任シ人民ヲシテ意ノ在ル
処ヲ信奉セシムルヤ其勞句想フヘシ夫レ
斯民ヲ誘導シ各ヲシテ其所ニ安ンセシム
ル固ヨリ是牧民タル者之職ニシテ其任甚
重ト云ヘシ汝等能斯旨ヲ体シ努力セヨト
奉謹承其後内務省ヲ置ル、ノ御趣意旧冬
正院派出之官員ヨリ夫々伝達有之要スル
ニ内国ヲ保護シ蒼生ヲ厚ク御撫育被為在
務テ民力ヲ振起セシメ賜フ御趣意ト奉伺
盛輝斯レ等ノ

上意ヲ奉載スルヤ庸劣非戈其任ヲ奉スル
難シト雖事ニ臨ミ安ヲ偷ム等深恐懼之至
ニ付万死其職ヲ尽シ鞅掌從事スレトモ管
内ノ民治未タ拳ラス夙夜憂苦スル所客歳
地租改正法ヲ御頒布相成上諭ニ租税ハ国
ノ大事人民休戚ノ係ル処従前其法一ナラ
ス寛苛輕重率子其平ヲ得ス仍テ之ヲ公平
画一ニ歸セシメ庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナ
ク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン云々実ニ億
兆御撫育之御趣旨弥以明了貫徹シ身ヲ率
ヒテ誘導スルニ

聖旨ノ在ル処ヲ以テシ上意ヲ下達シ下情
ヲ上達シ上下通暢シテ民力ヲ振起セシメ
蒼生其処ヲ得ルニ到ラシムルヲ期スルノ
ミ即今地租御改正ノ如キハ其事至重至大
ニシテ海内ノ人民一ツモ關係セサル者無
之殊ニ民力興衰ノ分ル、処ニシテ此際最
慎重ヲ加へ上諭之旨徹底セサレハ山間僻
邑之頑民共ニ至候テハ只管増税之御趣意
ト誤解伝聞シ兎角狐疑ヲ生シ実事ヲ隱匿
スルノ情有之其詐偽ハ可憎ト雖畢竟地方
官上意ヲ未タ教示スルノ足ラサルニ依ル

モノニシテ之ヲ責ムルニ猥リニ法ヲ用ユル時ハ所謂教ヘサル民ヲ殺スノ類將タ憫然ナランヤ故ニ地租改正着手ノ根原眼目ハ前顯御趣意ヲ至懇至切骨髓ニ填徹候迄丁寧反覆數百年來錯雜ノ弊ヲ一洗シ更ニ公平至当ニ帰シ寛苛勞逸ノ偏弊無之様トノ御趣意ヲ能ク承認シ真之忠実ヲ吐露セシムルニ有リ唯難トスル処ハ結局実地売買至当ノ価ヲ得ルト得サルノ間ニ在ルノミ故ニ須ラク爰ニ意ヲ注キ人民中心疑惑スル処ノ念ヲ解脱シ其実事ヲ吐露セシムル事ヲ要ス若シ爰ニ注視セスシテ他ノ枝葉ニ渉ル時ハ恐ラクハ本幹立タサルヲ以テ徒ニ歲月ヲ費シ實ニ勞シテ功無ルヘシ將亦一昨明治五年壬申地券発行ノ御布達アリ添テ他日沽券税法ニ御改正ノ御内達^(ママ)モ承了罷在故素ヨリ今日地租御改正ノ方法疾ニ意中ニ含蓄スル所ニシテ今般ニ至別ニ抵触スルノ廉無之初發管内一般地券ノ大意ヲ懇諭スルニ地券ハ各自所有ノ田畑山林原野宅地等永世授与ノ証ニシテ之ヲ家ニ遺シ之ヲ子孫ニ伝ヘ實ニ人民永久安堵ノ証券ニシテ決シテ動クヘカラサルモノナリ加之従前ノ如ク地所錯雜經界盪浪其真ヲ失フ如キ憂無之ハ必然ニ有之仍テ実地六尺一步之間竿ヲ以テ打詰至当ノ反別ヲ顯スヘシ其所謂ハ後年ニ至リ若シ地所爭論等ノ事アルニ臨ミ券狀掲載ノ反別代価等ヲ以テ証憑トシ之ヲ裁判審理ス其際反別増歩等於有之ハ自然他人ノ有トナル實ニ自ラ不幸ヲ招クト謂フモノナリ宜シク子孫世ニ繼承相保ツ不動産ノ証タル原因ヲ能ク可弁旨厚ク教諭ス次ニ地処代価ハ實際売買上真価ノ券証ヲ受ケ活用

スヘキヲ偽テ假令ハ一反歩五十円ノ地処ヲ所持スル者四十円乃至三十円ニ申立ル時ハ十円二十円ノ差違ヲ生ス他日之ヲ売却或ハ典売セントスルニ眼前十円二十円ノ損失ヲ生ス是レ他ナン珠玉ヲ蓄フル者自ラ瓦石ト為スカ如キモノニシテ可悔可歎事ニ候間吳々此二理ヲ考按シ心得違致間敷旨再三再四懇諭ヲ施スト雖不日沽券税法御發行可相成トノ風説ヲ唱ヘ若クハ地価百分ノ五ニシテ今日ニ増税スル事夥多ナルヲ恐レ漸々申達スル処ノ地引帳ヲ検査スルニ悉ク反別代価トモ適実ト不相見今此儘券面相渡置ハ不条理ノミナラス当管下ノ如キ人氣不穩風土ニ有之候得ハ殊更此処ニテ適実正確ナル物ヲ得サレハ他日御改正之日ニ臨ミ不可謂ノ障害有之ハ必然ニ付管内一般手配官員巡回派出シ上頭地券ノ旨趣原因ヲ懇説シ尚実地ニ臨ミ竿入之方法反別ノ仕出等ニ至ル迄丁寧ニ説諭シ地引帳ニ照合シ差違ヲ示シ如此ノ歩違アレハ実地一筆限検査竿入之節他人ノ有トナルモ知ヘカラス然ルニ寄り全ク隱匿シテ其詐偽ヲ遂ル事不成ハ必然ニシテ異日悔悟嘆息スレトモ其詮無ルヘキ旨小前末々迄田野ニ為臨親切ニ誘導ヲ尽シ候処昔日之過誤ヲ悔ヒ御趣意ヲ篤ト了解シ陸続地引帳調直シノ儀申立初メテ正^(ママ)中ノ反別地価ヲ得ルニ至ル尤中ニハ最前ヨリ實際詐偽無キヲ以テ此上県庁於テ疑念ヲ抱キ候ハ、検査ヲ受度旨申立候村々モ有之實ニ反別ハ実地ニ相違無之代価ハ旧貢存在中売買スル処ノ実価ト見認メ追テ地租御改正ノ日着手ニ到リ決テ障碍無之ト視据ヘ既ニ大帳ヲ以稟議ヲ經券狀可

相渡順序ニ立到候処更ニ地租改正法ノ御頒布有之候付猶又新規雛形ニ照準シ地引帳并絵図面等為差出候処反別ハ兼テ手ヲ尽シ実ヲ得土壤村落榮枯ノ形状等ハ尚又再応地券掛官員時々派出シ其他管内出役ノ都度々々一同爰ニ注意シ實際売買等ノ模様ヲ暗察ス此上ハ収穫品一坪当リヨリ起算シ地味ノ肥瘠ヲ參按シ収穫代価ハ近来平年ノ価位ヲ定メ尚従前村々売買質入書入証文裏印帳始憑証トナルヘキ簿冊ヲ引揚置土地現行利足ノ当否ヲ審視熟考シ種肥村入費等ハ夫々仕訳書ヲ添サセ米価ハ勿論其他収穫品代価ニ至ル迄悉ク為書出諸費ヲ控除シ全ク作徳代価売買ノ利足何歩ニ積タルヤ且従前売買スルノ利足割合ヲ為申立凡目標トスル地方官心得第十二章検査例ヲ以テ調査シ適當ナルハ勿論ニ候得共其余旧来土地慣行売買仕来ノ利法ニ因リ素ヨリ一定ノ制限無之上ハ必シモ検査例ニ適當セサルハ必然ニ有之且第四十三章ニ種肥代其外諸費ヲ引去リ全ク地主所得トナルヘキ米金ヲ其村従前売買仕来ノ利息割合ヲ以現今互ニ売買スヘキモノト看做シ見込之代価ヲ記載セシムヘシト有之ニ付テハ決テ検査例ニ当ラサルトモ強チ詐偽ノモノト看做ス理モ無之第七章ニ若準拠ノ価ニ合セサル一割以上ナル時ハ其人民地価商量ノ方ヲ糾シ其言フ処証拠アラハ先仮ニ可ト可定トアリ然レハ上申スル処調査証拠明瞭ナル上ハ猶又附屬之者等ヘモ實際売買ニ相違ナキヤ否ヲ顧問シ其村売買ニ適當ナル旨ヲ陳述シ事理明亮符合スルトキハ正実ノ者ト見据ヘ兼テ御達相成居候新旧税額比較表ヲ作

リ相伺許可之上券状相渡シ改正施行之見込ニ有之候抑管内千二百ヶ村余追々新々ニ差出候地引帳ノ内度々々ノ懇諭ヲ信奉遵守シ反別ハ勿論真価ト看据相立候地引帳前頭之手續ヲ以調査スル処検査例ニハ不同之分モ有之候得共従前其村売買利足ニ割合且近年質入書入売買証文村吏扣裏印帳ニモ照合不都合無之全ク御趣意ヲ奉体シ真ノ代価ト見定メ候内安曇郡杏村外二ヶ村調査可トスヘキ見込ノ分并筑摩郡並柳村金山町村之分モ御評議ノ参考ニ供シ候一体於当県ハ初メニ実地ヲ精査シ後ニ席上ノ調査ヲ尽シ候順序ニ相運ヒ候儀ニ有之地方官心得書ニテハ席上調査済実地検査ノ例規ニ相見ヘ候得共手順前後ニ立到ル根拠ハ最前地券取調中御改正御布達有之候処ヨリ前後相成候儀ニ付此辺ハ篤ト御洞察之上御聞届被下度如斯現今売買ノ真価申立ルハ勿論之儀トハ乍申数百年來ノ陋習ニ深泥スルハ小民ノ通情ニ候処其真正ヲ吐露スルハ実ニ御趣意信奉スルモノニシテ村々ノ標鑑管内一般地券施行之一助トモ可相成事ニ有之就テハ真価露出セシ村々ニハ鼓舞作興ノ權策ヲ以兼而差出ス地引帳全ク適実ナルニヨリ実地一筆限検査之旨兼テ布達致置候得共其儀ニ不及且村方一統心得方宜敷旨ヲ以譽置地券状ヲ付与シ各自永久安堵之証大切ニ保護スヘキ旨村吏ヘ書取ヲ以申シ渡シ候上ハ其村之美目ヲ顯スノミナラス従前小前ト唱ヘ候農民共ハ所有田畑ノ反別貢納スラ弁ヘサル者不少其所以ハ檢地帳名寄帳水帳杯唱來候簿冊ハ村吏手許ニ差置容易一覽スルヲ得サルモノニ有之殊ニ当治下

ノ如キハ割付石代ヲ以取立ル慣習ニテ村費等モ高割ナルヨリ自然村吏ヲ疑惑シ出訴審判ヲ願出ル事不少然ルニ地券状授与ノ後ニ到テハ一歳ノ地租精覈判然毫モ疑フヘカラサル永久安堵ノ証衆庶ノ歎喜実ニ一形ナラス乃其情勢隣頃ノ村落ニ派及シ益羨情ヲ起シ人民村吏ニ対シ早ク地券ヲ受ン事ヲ促ス村吏ハ勤メテ真価ヲ按シ上申シ速ニ券状ヲ受ケン事ヲ県庁ニ迫促スルニ到ラン爰ニ於テヤ官吏精査ノ上適実ト見据相立候分ハ無淹滞伺ヲ経テ之ヲ付与ス遂ニ各村不知不識真情ヲ吐露シ疑ナキモノヲ得ルニ到リ玉石ノ分定マル此時ニ臨ミ不実不正ナルモノハ検査例則ヲ以督責磨切セハ毫末詐ル事ヲ得ス随テ其詐偽ヲ遂ルヲ得サルヲ知ル若又之ヲ導キ之ヲ諭スニ尚詐譎ヲ逞フスルモノアラハ速ニ実地ニ臨視ミ毎田畑竿入取計ヒ其証ヲ検スルニ到レハ必入札法ヲ用ユ入札人ハ既ニ正実ノ地引帳ヲ出セシモノヲ用ヒ御買上ノ法ヲ用ユルニモ必同シク鑑定人之ヲ用ヒ其当否ヲ定ム故ニ鑑定スルヤ其実ヲ以テス其所謂ハ己ノ至当ナルヲ以テ他ノ低価ヲ快トセサルハ民情ノ必ス然ラシムル所ナリ如斯寛猛ニツナカラ用ユルニ到ラハ人民其方向スル処ノ是非判然タリ是猛ヲ用ユルハ不得止一人ヲ殺シテ万人ヲ生ス勸善ノ法トス地租改正之成算目途如斯ナリ之ニ悖反シ若シ玉石但ニ焚ク時ハ玉却テ激害ヲ生シ地上ニ風波ヲ起スハ必然ニ有之如何トナレハ往々ノ説論ヲ尊承シ真ニ御趣意ヲ信奉シ赤心ヲ顯スト雖官ノ疑フ処熾ニシテ信セス正不正ヲ同視シ猥ニ検査例ヲ以責ルトキハ正ナルモ

ノモ遂ニ憤氣ヲ抱キ窮鼠却テ猫ヲ嚙ミ其極不則ノ変ヲ生シ改正法ノ上論ニ若クハ戻ルモノアラン仰キ望ラクハ上頭縷々之見込篤ト御参考被下度勿論席上高尚窮極ノ論ト実地着手之活法トハ聊異ナルモノアルヘシ宜シク牧民ノ職御洞察アツテ新旧税額比較表ヲ作り相伺フノ日迄ハ地方官心得書ニ寄前頭着手ノ順序御聞置アラン事ヲ冀望候也

明治七年三月二日

筑摩県権参事 高木惟矩 印

筑摩県権令 永山盛輝 印

租税頭 松方正義殿

指令 「書面地租改正着手順序之儀ニ付縷々申立之趣反別調査之儀者最前ヨリ注意致シ精覈調査済之趣者申立之通聞置候得共地価之儀者強テ質入書入又者近時売買代価ニ憑準候時者猶従前貢租村費等之甘苦ヲ含蓄候価ニシテ将来之準拠ニ用ヒ難キ儀ニ付京面語之節租税頭ヨリ及商議置候通收穫物品之適當ヲ得実地之価ヲ用ヒ検査例則ヲ以申立之当否ヲ檢シ候ヲ本旨トシ質入或者売買代価等ハ其参考ニ供シ適実ヲ求メ候儀ト可相心得尤モ地方官心得書十五章ニ掲ル利朱之儀者概略其歩合ヲ定ムル儀ナレハ土地之便否ニヨリ常ニ等差モ可有之付而ハ予メ管内ヲ区分シ定度以内ニテ利子之差等ヲ立実地適當候様可致且地位相同キモ自作小作ニ依リ地価ニ異同ヲ生シ候而ハ不都合ニ付先ツ收穫米ヲ精覈ニ検査シ小作地総計上其收穫三分二以上之入付米ニ相当リ候地ハ自作地も隣地小作米之仮標ヲ設ケ第二例ヲ以検査シ若シ之レニ反シ收穫米之三分二

ヨリ小作入付米之少キ地ハ不相当ト見做
シ渾而第一例ヲ以検査スヘク仮令最下之
地ト雖モ極度之利朱ハ超過セサル様可致
事

但別紙ヲ以米価并雜穀相場申立之趣モ
有之候得共検査例ニ用ユル相場之儀ハ
着手之節ヨリ前十ヶ月平均ヲ用候儀ト
相心得相場書相添今一度可申立将杏村
外四ヶ村別冊ヲ以増減比較申立之趣者
收穫米ヲ壹石六斗トシ米価ハ三円或者
三円五十錢ヲ以計算有之候得共地方官
心得書十二章ニ掲ル如キハ全ク検査之
算則ヲ示候迄ニテ右ニ拘泥候而ハ死法
ト相成可申ニ付実地ニ活用検査候様可
致事

明治七年三月三十日

大蔵卿 大隈重信 印

(以上いずれも、明治7年3月～5月、旧
筑摩県、『公文筑編冊』二、所収。県庁文書)

(三) 租税協議権論と 公選民会論

史料 1.

「学友筑摩の窪田畔夫過日突如として来
り諭て曰予か此度請ふて傍聴人となり出
都する所以ハ敢て独り新奇を好ミ自から
為にするに非らず誤て郷里数兄弟の推す
所となり止を得ずして来る者にして会議
御垂問中地租改正の件に付てハ是非公撰
民会御取り開き無之てハ人心悦服致さ
る事あれハ之を各地方官に質して上陳を
希ハんとするに其甲斐も無く既に閉院と
なり各罷歸する近きにあらんとすれハ予
平生の^(ママ)貯蓄を泄す能ハす今子に向て聊か

述る所あらんとす子姑く之を妄聴せよ抑
某ハ信濃の山野に生長し民間の事情に於
て諳通するところ無とせず然るに近時政
府の施設する処或ハ人民の公益を妨くる
を免かれざるものあり竊かに憂虞の心を
抱くといへとも草茅の賤民才粗にして識
浅きを以て未だ輒く之を廟堂君子の聴に
達するあたハさりし

何の幸ぞ此度政府の地方官会議を開き三
府六十県の長官を招集し人民の傍聴を許
可せらる某令を聞て欣然として以為らく
各地方賢明の有司ハ吾政府の下問に應し
て答議するところあり必らず人民の為め
に利を起して害を除き以て天下の幸福を
為す可し而して傍聴人なるものハ各県の
人民にして其風土人情に通知する者なれ
ハ其会議の席に臨んで自ら論議すること
ある能ハざるも或ハ時に俯て其地方の情
実を顧問せられ区々の赤心を吐露するの
期会^(ママ)あるへしと故に道路の遠きを厭ハす
自ら資斧を弁し請ふて傍聴人たりしもの
豈に他にあらんや一に県下人民の為めに
寸毫を補益する所有んとするに在り

而して会議の終るに至る迄一語の傍聴人
に諮問あるなきのミならず其衆議により
て決着する処のものハ人民の心に鑿足す
るあたハす民会の公撰法を用ひすして区
戸長を以て兼任するか如きに至てハ名実
の両者に於て果して何の拠るところある
を知らざるなり

某等本月八日右の決議を聞き初や愕然中
ころ^(ママ)懽然終に爽然たるを免かれず噫嘻賢
明なる地方長官の論議するところにして
何そ人情世態を察せざるの甚き一に此に

至るや慨歎の余り自ら禁するあたはず本月十日を以て十二県二十六名連署して公撰民会の設立あらんを献言し爾來謹て其命を待つもの茲に十余日而して未だ何等の指令あるを聞かず豈に政府ハ一度地方官の会議によりて決定せしところハ仮令人心の背くところ与論の帰せざるところと雖も容易に之を交換すへからすと謂ふにあらずや果して如此ハ某の感滋々甚たし何となれハ今天下の勢困難切逼にして一日も緩かせにすへからざるものあり吾政府ハ速かに天下の公議与論を取り之か処分を為さるへからざるを以てなり其事ハ則ち他にあらず地租改正是なり蓋し吾国数百年の慣習を変して天下の間に厚薄難易の同しからざるなく長かく公平画一の道を得るを以て主要となさるへあらず而して夫の租税なる者之を人民に取りて以て天下の須用に供するところなれハ必らず人心の同く服して同く然りとする所に出て毫も威権束縛を以て肆まゝに之を断決し小民をして怨望咨嗟するところあらしむ可らざるなり政府の改正法に従事せられしより茲に四年各県各村の間に於て其地券調査に費用せし所のもの已に巨大の額に上り人民困弊に堪へざるの色あり而して其施行するところの方法の如キハ県々の適宜と見込とに任せ緩急疾徐所に従て変し小民自ら疑惧の心を抱き復た政府の号令を信する能はざるに至れり近頃内務大蔵の間に地租改正局を置かれ日を刻して天下の税法を画一ならしめんと欲し政府に於て改正の目途を定め其官吏を諸方に派出して県吏と協議し其地

価を調査せしめハ地租の改正ハ速かに其功を奉し大に人民の心を安するに至るへきものゝ如しと雖も然れとも実地の況景に就て之を論ずれば甚た然らざるものあり官吏ハ惟た地価の低下して税額の欠減する所あらんを恐れ往々一箇の想像を以て其価位の高下を懸断し実地の状態果して如何なるを推究せず是を以て官吏の定むるところ村吏の見るところ常に枘鑿相容れず其小民等予しめ期する所の上に出る一層の高に至るものあり地味の厚薄と耕獲の難易とは一村一落の間に於ても多少の不同あり今官吏ハ徒らに想像を以て之を懸断せんと欲す小民の疾苦を唱へて不平を訴ふるに怪むなきなり

某の見聞する所を以てするに地価調査のこと起りしより各県の人民ハ其苛税の堪へ難きを歎し色を失ひ声を呑み之か計を為すを知らず若し政府の目途とする所を以て地稅を賦課せハ一村の人民其土地を保護する能はず之を官に委ねて其処分を仰かんとするものあるに至れり豈に之か為めに酸鼻せざるを得んや

地券調査のこと起りしより人民之か為めに私財を浪費せしもの已に其若干なるを知るへからず今後の費額を予算するに復た其幾数に進むを知らず甚しきハ其貢租の額に超過せんとす小民の力何を以て之に堪へんや仮令ハ地租の改正によりて後來長く貢金幾分を減すへきも尚を一時の費用夥多にして之を償ふあたはざるを憂ふ況んや新法の行はるゝ其旧額を減省するところなきのみならず又従て之を増加するものあるに於てをや

某竊かに謂ふ租税ハ一国經濟の基本にして人民の利害休戚に関する之より大なるハなし必らず人民の公議を採り天下の承諾を得て然後之を徵集せざるへからず新法を布き賦税の目的を定めんとするの時に当り徒に政府の便宜を計りて人民の休戚如何んを顧みざる所謂立憲の政体果して此の如くなるへけんや今天下の人心ハ地租改正の苛酷なるに苦み憤満不平の色あらざるハなし豈に国家の爲めに深く憂慮すべきにあらずや

如し上下の事情相貫徹して長く乖違の憂なく一国經濟の基本たる地租改正の速かに行かれて人民欣然と其法令を遵奉するに至らしめんとすれハ公選民会を各府県に開くにあるのみ人心洵々勢已に切逼に至るを顧みず従容として曰く請ふ他年を待て之を議せんと豈に民の父母たるもの心ならんや

某深く願ふ吾明政府ハ人心の向ふところを察し下情の趣く所を察し速かに某等昔日の献言を参考斟酌し人民の公撰によりて民会の議員を定め夫の地租改正の如き目下一国の休戚に関するところのもの一々之を衆議に付し以て之を裁決せハ必らず上下否隔しこと天下の物議を生ずる憂なかる可し

某の郷里を出るに当るや已に自ら兎や角と心に期待して有りしも^(ママ)地方會議の決定に至りて一として兼ての期待に抵触せざるなけれハ心を痛め俯仰慨嘆し自ら已む能ハす県地同志の者より書信を郵寄するか毎とに地方の疾苦を述へ某に托するに人民に代りて吾政府に哀請するを以てせ

ざるハなし某仮令へ自ら政府の忌諱に触れ其の言の採用せられざるを知るとも黙々郷に帰れハ復た面目の一県兄弟を見る無し況んや賢明なる吾政府顧ふに必らず某の狂愚を憐れんて之を裁決するあらん子以て^(ママ)何如とするやと述終て帰りしが其後余人に聞けハ去る廿二日元老院へ献書して一旦国に帰りしと

編者云此書固より社友の筆記なれハ府下雜報に録入す可きものなるが長文にして他の記文に妨あれハ移して投書の欄に収めたり」

(明治8年7月26日付、「郵便報知新聞」第732号、投書欄掲載)

史料 2.

明治八年九月七日 建言書
深志村 議員 折井庄司
地租改正ノ拳タルヤ抑明治五年一ト度命令アリテ數百年ノ慣習ヲ一新ス実ニ大業ト言ヘシ然リ而シテ此程頻ニ村吏ヲ督責ス依テ該区事務所へ人民ヲ招集シ論シテ曰ク今般県庁租税課ヨリ令スル所培養植種耕費概略壹割五分ヲ以テ天下ノ地租法トス然レハ是迄書載セシ所ノ收穫ヲ加ル時ハ自カラ高価ニ至ル然ト雖是ヲ以テ実地相当代価ト見做ニアラス唯税額ヲ判定セント欲スルタメノ代価ナリト一時ニ巨多ノ税額ヲ増加シ困難少ナカラス加ルニ内務省ヨリ御派出有之歎願用ヒラレス余^(ママ)義ナキ機會ニ及フ実ニ歎息ノ至ナリ衆庶宜ク甘受スベシト爰ニ於テ衆人色ヲ失ヒ声ヲ吞テ黙シテ之カ計ヲ為スヲ知ラス明治六年七月大藏省布告第十六則ニ村方ヨ

リ差出候地価不相当ナル時ハ調直ノ儀申渡若心得違ノ者有之及理解候上尚不服ノ節ハ入札法ヲ以テ地価相定候カ又ハ申立ノ代価ニテ可買上事トアリ嚮キニ窪田畔夫ノ建白書ト云フ聞ケリ税額ハ人民ニ取リテ天下ノ須用ニ供スル所ナレハ必人心同ク然リトスル所ニ出テ毫モ威権ヲ以テ之ヲ処置シ小民ヲシテ怨望咨差スル所アラシム可ラサルナリ吾政府改正法ニ従事セラレンヨリ茲ニ四年ナリ各村ノ地券調査ニ費用セシ所ノモノ已ニ巨大ノ額ニ上リ人民困弊ニ堪サルノ色アリ而シテ県々ノ適宜ト見込トニ任セ近頃政府ニ地租改正局ヲ置レ速ニ其功ヲ奏シ大ニ人民ノ心ヲ安スルニ至ルヘキモノ、如シ然レ共實地況景ニ就テ之ヲ論スレハ地価ノ低下ニシテ税額ノ欠減スル所アラシク疑念シ県官ノ見ル所村吏ノ見ル所果シテ誤ナリ地味ノ厚薄ト耕獲ノ難易トハ一村一落ノ間ニ於テモ不同アリ唯想像ヲ以テセンヤ今日ノ状態ヲ察スルニ人民其苛税ノ堪難キヲ歎シ若シ此程租税課ノ目途トスル所ヲ以テ確定シ地租ヲ賦課センニハ其土地ヲ保護スル能ハス夫地券ノ調査ニヨリ人民ノ私財ヲ浪費セシモノ幾許数ナルヲ知ラス今後ノ費額ヲ目算スルニ復タ莫大ノ費用アルヲ免カレス仮令後來貢金ノ幾分ヲ減スヘキモ尚一時入費ヲ弁スルヲ憂フ況ンヤ税額ノ超過スルニ於テオヤ我深志村ノ如キ狭隘ノ土地ト雖モ五ヶ村合併シテ田畑アリ山川アリ概ネ地引ノ地価ニ代ルノ耕地無之現ニ庄司所持スル所該村ニ旧高百五十石目アリト雖到底糶売ストモ其價位ニ至ラサルナリ曩キニ軍營ノ屯所地価

ニテ買上ノ公布アリ地主ノ幸福該区挙テ是ヲ羨ムヲ以テ推テ知ルヘシ明治六年七月第二百七十二号第二章ニ地租改正施行相成候上ハ土地ノ原価ニ随ヒ賦税致候ニ付以後仮令豊熟ノ年ト雖増税不申付ハ勿論違作ノ年柄有之候共減租ノ儀一切不相成トアリ爰ニ於テ百分ノ三ヲ以テ定額トセハ平常予備ナクシテ凶年ニハ何ヲ以テ弁納セン仰願クハ公平画一ノ道ヲ得テ賦税ノ寛苛ノ弊ナク詳密整理ニシテ成功ノ速ルヲ主要トシ以テ国家人民ノ心ヲ安ラシメシ事ヲ頓首再拜シテ愚情ヲ上陳ス伏而願クハ今般議事ニ附シテ情実ヲ議サシメ管下生靈ノ刻苦安否ヲ御下問アラン事ヲ謹テ上言ス誠惶

深志村 議員 折井庄司

明治八年九月七日

筑摩県権令 永山盛輝殿代理

筑摩県参事 高木惟矩殿

(明治9年、『旧筑摩県引継書』二, 所収。県庁文書)

(四) 伊那郡における地価引直し農民闘争

史料 1.

「約書
地租御改正ノ公布ニ際シ一客明治八年十一月県庁ヨリ抑圧ニ等シキ御指令ニ付当久堅村内地価平均巻段歩ニ付田方五拾壱円八十四錢畑方貳拾壱円四拾錢宅地三拾円ヲ御受ナスノ後概見スルニ往々村内至困極迫ニ陥ラン事眼前ト煩慮候ニ付今般右段金減額歎願企催セントシテ耕地総代重総代ヲ立出願スト議決スル上ハ後日ニ

到り願意ノ成不成ニ拘ワラス失費ノ金額
 ハ地価金高^(ママ)ニ割相銘々ヨリ出金スルハ勿
 論豪モ遺念^(ママ)ケ間敷儀必有間敷旨一般承服
 ノ上確約スルノ証因テ耕地一般連印如件
 明治拾年第十月二日 久堅村柿野次耕
 地 垂総代 宮脇
 弥右衛門 印
 (以下、総代5人、垂
 総代5人、その他45
 人、計55人の氏名お
 よび印判を略する。)

史料 2.

確約書

一客明治八年十一月中旧筑摩県庁ヨリ庄
 シタル御指令厳ニシテ抛ナク該村平均耆
 反歩ニ付田方五拾壹円八拾四銭畑方貳拾
 壹円四拾銭宅地三拾円ヲ御受ナスノ後概
 見スルニ右反金ヲ担フテハ往々該地農ノ
 生産保持スル能ハサルノミナラズ至困極
 迫ニ陥ラン事眼前ト闔村苦慮焦思ニ堪ズ
 黙シテ止ム能ハズ因テ方今右地価減額歎
 願企催奮発シ官ニ於テ御採用成リ然シテ
 衆庶ノ安堵ニ帰セン事ヲ期シ粉骨ノ勞ヲ
 尽サントシテ村内各地総代闔テ議定確約
 スル事左ノ如シ

第一条

全村総代トシテ出庁ノ人員アマリ数名^(ママ)ニ
 シラハ失費損耗旁ニ付各地総代中ニテ僅
 六七名ヲ選挙シ入札ノ上其落当人エ事件
 委任シ其委任スルヲ担ヒ魁ル事^(ママ)

第二条

落札担当人出庁ノ後各地ニ残ル総代人毫
 モ撓力及ビ傍視ノ念ナク協力計策ヲ廻シ
 其事由ヲ日ニ出庁ノ担当人ニ報告ノ事

第三条

担当人旅費日当御支庁下ニ在テハ一日金
 三拾銭 但休泊料俱 御本庁下ニ在テハ
 一日金四拾五銭 但書前ニ同 大蔵省下
 ニ在テハ一日金七拾五銭 但書前ニ同
 附リ正副総代村内扱所詰日給金貳式錢五
 厘飯田出頭日戻リハ金五銭ヲ増与ノ事

第四条

落札担当人決定スル上ハ其日ヨリ日給及
 ビ旅費日当ノ金額ハ全村ニテ償ノ事其他
 ノ総代給ハ其耕地々々適宜タルヘク事

第五条

願意ノ成不成ニ拘ハラス該件ノ費金ハ全
 村地価金ニ抛賦課シ銘々ヨリ出金スルハ
 勿論後日ニ至リ誹傍及ビ毫モ遺憾ケ間敷
 所為有間敷事^(ママ)

第六条

臨時会議ニ際シ報告ノ時間ヲ遅延セザル
 ハ勿論其他平常出頭午前第八時ヲ愆タサ
 ル様必出勤ノ約万一右ニ乖戻スル時ハ一
 時間金貳錢二時間四錢其他是ニ準ズ若シ
 終日不参スルトキハ金貳拾四錢ヲ償出ノ
 事

但シ遁レカタキ事故アルハ此限ニアラ
 ズ

第七条

総代銘々ヨリ投シタル拔擢表開札ハ村吏
 ニ請ヒ決定ノ上ハ左ノ名前上ニ記載ノ事
 右ノ条々双方立会ノ上確定スルノ証因
 テ連印左ニ

明治十年一月七日 (以下、久堅村内の
 旧村である柏原、虎岩、南原、柿野沢、知
 久平、柏原山分のそれぞれの総代および副
 総代の署名および印判を略する。)

史料 3.

「 確約書

一客月中ヨリ地租減額嘆願ノ勞ヲ尽スノ
際本月八日ヲ期シ正租仮皆納ノ御成規ニ
候得共追々至困ニ迫リ何分ニモ金策難立
ニ付上納延期ヲ願フントス然ル上ハ怠納
金及ビ御譴責等必然タル事何レモ承知ノ
上出願スベク決定ノ約因テ議定連印左
ニ

明治十年三月六日 久堅村総代 橋爪
知三郎 印 (以下
29名の氏名および印
判を略する。)

(以上、いずれも、久堅村柿野沢、牧野内
家文書)

史料 4.

「 定約書

一 今般地券引直シノ件再願ニ付右ノ権
限悉皆東京北洲舎ニ委任致シ村々連署
ヲ以右舎ニ約定書差出シ候上ハ成不成
共約定取極メ候通リ出金高割合之儀ハ
各村地価ニ課賦可致事

右ノ通リ議定致候上ハ後日違變為無之決
約連署致置候也

明治十年三月廿九日 上郷村総代 人
北原清次部 (以
下、同村総代人6人・
副戸長1人、松尾村
総代人7人・副戸長
1人、里見村総代人
3人・副戸長1人、久
堅村総代人7人・戸
長1人の氏名および
久堅村の総代の印判

を略する。)

「 約定書

拙者共ノ儀今般地価引直シ歎願ノ事件貴
社ニ依頼致候ニ付拙者共四ヶ村ト貴舎ト
ノ間ニ取結条約左ノ如シ

第一条

右地価引直シ歎願事件貴舎ニテ御担当ノ
上成功相成候節ハ謝金トシテ金千円差出
スベキ事

第二条

右事件成功ノ上謝金義ハ県庁及ヒ内務省
ニテ成功スルト上等裁判所及ヒ大審院迄
願書進達ノ上成功スルト総テ成功ノ遅速
ヲ論セス成功ノ上ハ前条謝金差出スヘキ
事

第三条

右事件貴舎ニ委任中拙者共ヨリ解約ノ義
申出候節ハ第一条謝金即時ニ可差出ス事

第四条

地価引直シ歎願ノ義ニ付私シ共四ヶ村ノ
外増村有之候共謝金之義ハ同様タルヘキ
事

第五条

出庭入費一日金五拾銭宛并ニ訴訟用野紙
代価且ハ其認メ料ハ規則ノ通り差出其外
対談等ノ為メ他家へ立越候時ハ東京府下
六大区中ハ老度金五拾銭右入費ハ事件ノ
成否ニ拘ワラス差出スヘキ事

第六条

旅費滞在日当ノ儀ハ舎則ノ通り差出可申
事

第七条

謝金并ニ第五条入費ノ義ハ成功ノ其日ヨ
リ七日以内ニ差出可申事

第八条

右事件成功ニ至ラズトモ第五条入費ハ勿論御手数料トシテ謝金百円差出可申事

右之通り約定致候処相違無之為後証四ヶ村総代左ニ連署候也

明治十年三月廿九日 信濃国伊奈郡

上郷村総代 (6人),
松尾村総代 (6人),
久堅村総代 (7人),
里見村総代 (3人,
以上いづれも氏名および久堅村総代の印判を略す。)

北洲舎

御中

(明治10年3月、『第貳番 地価減額嘆願ニ
亞諸書 長野県管下南第廿二大区五小区
信濃国伊奈郡 久堅村 総代 控』, 所収。
久堅村柿野沢, 牧野内家文書。)

史料 5.

「 約定書

今般地価引直シ嘆願ニ付上郷松尾久堅里見右四ヶ村ヨリ東京北洲舎ニ委任致候ニ付社員白井政夫殿出張被致部理代人相定候処此度市田片桐生田三ヶ村ヨリ委任方合併申込ニ相成候ニ付右四ヶ村ト三ヶ村トノ間ニ取結ヒタル条約左ノ如シ

- 一 嘆願一条成不成ニ不拘北洲舎へ相渡謝金及ヒ入費ノ義者前四ヶ村ヨリ北洲舎ニ相渡シ候条約書ノ通タルベキ事
- 一 白井政夫ニ委任済ノ上東京改正事務局ニ相廻リ候答ニ付右七ヶ村総代トシテ兩人附属出京可致右入費ノ義者七ヶ村地価割ニ相定候事

附 未タ上郷ノ義ハ名義委任不致ト雖モ謝金及ヒ右ニ関スル入費ノ義ハ七ヶ村割合勿論ノ事

- 一 七ヶ村総代出京人員者上郷村齊藤磐根松尾村後藤宗基兩人ト相定候事

附タリ 旅行滞在ニ拘ハラス日当五拾銭ト相定候ト雖モ成功之日限迄ヲ算シ其余帰村道中六日ト見倣シ計算可致事

- 一 総代人員出京中不得止情実ニテ入費有之節者明瞭証書受取置キ協議ノ上割合可致事

但東京ノ模様ニ寄り巷名ハ帰村之事アルベシ

- 一 北洲舎謝金及ヒ入費并ニ出京総代入費共悉皆七ヶ村地価金高ニ課賦可致事
右之條款違変無之タメ定約取結ヒ候処如件

明治十年五月一日 上郷村総代 齊藤磐根 印 同戸長 北原信綱 印 (以下, 松尾村, 市田村, 片桐村, 生田村, 久堅村, 里見村の総代・戸長ないし副戸長の氏名および印判を略する。)

(久堅村柿野沢, 牧野内家文書)

史料 6.

「租第七十三号 信州伊那郡村々地価訂正之儀伺

当管下信州下伊那郡上郷村外五ヶ村ヨリ次期改租調査之義ニ付別紙之通願出候処伊那郡村々ハ旧筑摩県ニ於テ八年地租改

正整頓候処実地不適當之收穫ナル故ニ地
 価ノ反金格別騰貴ニ立至リ同県取調之儘
 ニテハモ逆相統難相成旨上申候村々或ハ
 実地丈量之義耕地ハ畦畔ヲ打込地高ノ宅
 地ニテ敷有之分ハ其敷之周囲迄丈量致シ
 地価相附シ候故地租上納ニ難堪ニ付減租
 相願度旨十年中伊賀良村外四拾ヶ村拳テ
 願出候ニ付同年三月租第二百二十九号ヲ
 以処分之儀相伺候処同月第二百九拾二号
 ニテ伺之趣丈量検査之際制規ニ依リ畦畔
 ヲ除キ丈量セシヲ以テ下調之歩数ニ照シ
 可ト定メ改正相濟候上ハ六ヶ年目ニ至リ
 再丈量之儀只今ヨリ可約定筋ニ無之若一
 村内一部分誤テ畦畔ヲ本地江籠メ候者有
 之候ハ、其箇所限地引帳江掛紙ヲ以テ為
 申立更ニ本地ヲ検査シ畦畔ヲ籠メタル者
 ニ相違無之於テハ更正之義具上可致地価
 之儀ハ改租五ヶ年間据置之制規ニ付六ヶ
 年目ニ至リ更ニ一般調査候義ト相心得其
 旨可申達ト御指令相成同年五月租第三百
 七拾号ヲ以改正反別再丈量ニ付地価盛込
 方不了解之廉相伺同六月第五百二十八号
 ヲ以テ伺之趣畦畔及ヒ不毛地ヲ耕地ニ籠
 メ丈量申立候村々実地検査協議トシテ本
 局吏員出張申付候間篤ト取調之上可申出
 旨御指令ニテ貴局十三等出仕原信謹派出
 相成当県属官俱ニ実地丈量検査候処各村
 誤謬有之ヲ発見同年八月租第六百十六号
 ヲ以丈量調査申付候旨及上申同九月第七
 百六十二号ヲ以上申之趣聞置候事ト御許
 可相成貴局五等出仕石渡貞夫十二等出仕
 原信謹^(ママ)十五等出仕福井誥吉被差遣諸般商
 議ヲ尽シ全ク丈量之錯誤ニ出候分ハ訂正
 悉皆竣業致シ十一年十月租第五百九号ヲ

以再訂丈量正付済ニ反別地価等減額之儀
 相伺同十一月第七百八十二号ヲ以伺之趣
 反別地価地租減除之儀ハ聞届候条地目違
 ヒ并ニ錯誤ニヨリ生セシ明治八年分過納
 之地租金七千八百五拾壹円拾壹錢貳厘下
 渡候条請取方ハ大蔵省ヘ可申出明治九年
 分ヨリハ訂正地価ニ拠リ収税取計可申ト
 御指令相成反別誤謬之廉ハ結局相成候得
 共不当之地価ヲ負担シタル苦情之廉ハ反
 別訂正ニテ思止候訳ニ無之十二年二月租
 第六十号ヲ以里見村外五ヶ村改租次期調
 之義ニ付伺書差出候処同月第百貳号ヲ以
 伺之趣追テ何分之義可相達ニ付其旨指令
 可及事トシ御差函ニ依リ及指令置候処則
 本年六ヶ年目ニ遭遇候ヲ以テ十年度御指
 令地価之義ハ改租後五ヶ年間据置六ヶ年
 目ニ至リ更ニ調査云々之明文ニ就キ今般
 願出候義ニテ伊那郡村々八年改租之地価
 ニ就苦情之件ハ是迄数回之上申ニ詳述候
 故今茲ニ陳述セス且實際之景状ニ於テモ
 石渡貞夫等目撃致シ熟知之事ニ有之前陳
 御指令ニ対スル^(ママ)処ノ御処置無之テハ到底
 黙止スヘキ者ニ無之候間下伊那郡伊賀良
 村外四拾ヶ村之義ハ八年改租ノ地価本年
 更ニ訂正之義特別ヲ以御聞届有之度則上
 郷村外五ヶ村願書写相添此段相伺候至急
 御指揮有之度候也

明治十三年三月八日

長野県令 榎崎寛直 印

地租改正事務局総裁 大隈重信殿

指令 「第四百拾号

伺之趣本年太政官第貳拾五号公布之通可
 相心得事

明治十三年六月一日

地租改正事務局 総裁 大隈重信 印
 (明治13年, 長野県, 『公文編冊』所収。県庁文書)

史料 7.

「租第四百四拾八号

地価修正着手ニ際シ旧
 筑摩県改租額齟齬発見
 ニ付処分方之義ニ付伺
 客年五月第貳拾五号公布ニ拠リ県下各郡
 村之内当初定メタル地価不適當ト思量シ
 タル分修正聴許アラン事ヲ大蔵省江及具
 申候処為検査全省官員参県着手之順序協
 議之末差向キ伊那郡四拾壹ヶ村ニ対シ旧
 筑摩県改租調査済ノ収穫地価トモ各郡比
 準ヲナサンガ為メ諏訪筑摩安曇伊那ノ四
 郡付々ヨリ差出アル改租額請書ニ拠リ壹
 郡限合計ヲ算スルニ豈計ラン四郡総計別
 冊甲号之通ニテ之ヲ改租伺済ノ額(即チ
 乙号)ニ対照スレバ地価ニハ差異ヲ生セ
 スト雖トモ田方米壹万貳千百六拾八石余
 畑方大豆千五拾貳石余ノ収穫不足ヲ生セ
 リ因テ考フルニ全県改租調査ニ於ケル収
 穫ニ拘ラス地価壹反当リノ金額ヲ各村へ
 配賦シ而シテ請書ニハ収穫地価トモ記載
 差出サセ壹郡限合計上ニテ地価ヲ基礎ト
 シ収穫利子ヲ算出シタルモノ歟譬へハ請
 書ニ収穫壹石貳斗地価四拾八円トアルニ
 付利子ハ六分ト認ム然ルヲ収穫ヲ壹石貳
 斗六升利子六分五厘トナストキハ地価ハ
 依然四拾八円トナルガ如シ尤伊那郡ハ之
 ニ反シテ減額セリ如此算法ヲ以整理シタ
 ルモノナレバ改租伺面ニ対シテハ無実ノ
 収穫ヲ負ハシタルモノト言ハサルヲ得ス

之ヲ仮リニ収穫地価ヲ根拠トシテ利子ヲ
 算出スレバ諏訪筑摩安曇三郡ノ如キハ極
 度以外ノ利子トナリ成規ニ触ル、而已ナ
 ラス自然一般ニ影響ヲ及ボシ不容易儀ニ
 付伺済ノ収穫ト利子トヲ訂正ノ外致方無
 之儀ト思料仕候仍テ別冊相添此段相伺候
 条實際不得止事情御洞察至急御裁可被下
 度候也

但未定地切替畑之分ハ差異無之ニ付此
 段添申候也

明治十四年四月廿九日

長野県令 榎崎寛直

大蔵卿 佐野常民殿

地租改正事務局総裁

大隈重信殿

指令 「第二千四百八十五号

伺之趣信濃国筑摩郡外三郡収穫利子人民
 承諾額ト地租改正局裁定額ト錯誤ヲ生シ
 タルハ何等次第ニ有之候哉旧筑摩県官ニ
 尋問其顛末具申可致事

明治十四年五月廿六日

大蔵卿 佐野常民

地租改正事務局総裁

大隈重信」

史料 8.

「租第二百三十八号

改租裁定額ノ収穫ト人民受書^(ママ)
 ノ収穫ト差異有之候義ニ付再
 伺

信濃国筑摩郡外三郡旧筑摩県八年改租ノ
 裁定額田収穫米若干畑収穫大豆若干人民
 ヨリ差出タル受書^(ママ)ノ収穫ト差異有之ニ付
 詳細仕訳書相添本年四月租第四百四拾八号

ヲ以相伺候処旧筑摩県官へ尋問之上願末具申可致旨御指令ニ付旧官員夫々尋問候処別紙之通答書差出候義ニ有之然ルニ裁定額ト差異ヲ生スルハ全ク受書取受クル節ノ調査不行届ト記載シアルモ今更訂正ヲナスハ容易ナラサル義ニ付最前相伺候事情御洞察御裁下相成度依テ旧官員答弁書写相添此旨再応相伺候也

明治十四年七月廿一日 長野県令代理

長野県少書記官

宮島重信

大蔵卿 佐野常民殿

(注、この伺は、指令なしで下げ戻されている。)

(以上いづれも、明治14年、長野県『租税課進達留』、所収。県庁文書)

史料 9.

「租第四拾八号 地価修正村々之内不服之分歎願トシテ総代御省へ出頭之儀ニ付上申
県下村々之内改租地価額不適當ト視認明治十三年第廿五号公布之旨趣ニ照準地価修正之儀上申昨十四年中御省派出官及ヒ県官一同実地検査之上修正ノ聴許ヲ得テ該額村々へ相達候内下伊那郡元大島村外拾三ヶ村ヲイテ尚其修正額ニ就テ不服ヲ唱へ引直方等再三出願候得共素ヨリ採用ナス者ニ無之難聞届旨指令及候処此上ハ御省へ出頭歎願ナスヘキ旨ヲ以前拾四ヶ村総代同郡座光寺村今村真幸外老名ヨリ添翰渡方出願ニ抛リ即チ本書相渡申候出頭候ハ、可然御詮議相成度別紙村名并総代人名書相添此段上申候也

明治十五年一月十九日

長野県令 大野誠 印

大蔵卿 松方正義殿

指令 「第八百七十三号

上申之趣出願者へハ難聞届旨及指令候事

明治十五年二月十五日

大蔵卿 松方正義 印

(以上いづれも、明治15年、長野県、『公文編冊』五冊ノ内五止、所収。県庁文書)

(五) 木曾谷の山林原野

官民有区別

史料 1.

「長野県信濃国西筑摩郡十六ヶ町村山地旧官民有境界改定ノ哀願

長野県西筑摩郡

榎川村 木祖村

奈川村 日義村

新開村 開田村

福島町 三岳村

王滝村 駒ヶ根村

大桑村 読書村

吾妻村 神坂村

山口村 田立村

右十六ヶ町村民等今般哀願ノ趣旨謹テ左ニ開陳仕候

願人共ノ住スル村落ハ古来木曾谷ト称シ最モ深山幽谷ノ間ニ介在スルカ故ニ頗ル耕地ニ乏シク村民概ネ山ニ頼テ生活シ来リタルモノニ有之因テ木曾谷全山ハ村有ト一己人所有ノ区別ハアリシト雖トモ一定ノ木租ヲ納ムルノ外伐木開墾売買等ノ処分拳テ村民ノ自由タリシコトハ由来最

モ久シキモノトス偶々寛文ヨリ享保ニ至ルノ年間尾州藩ニ於テ巢鷹ノ目的（尾州藩ニ於テ鷹ノ巢ヲ見出シ其雛ヲ獲養生スル為メ一回巢ヲ成シタル林ヲシテ再巢セシメントシ伐木ヲ禁セラレン）ヲ以テ巢山ノ制ヲ布キ又ハ森林保存ノ為メ留山ナルモノヲ設ケ或ルー地域ニ限り一時人民ノ出入及ヒ伐木ヲ停止シ若クハ良材保護ノ方法トシテ五種木ノ伐採ヲ禁セラレタルコトアリシモ固ヨリ絶体の人民ノ所有權利ヲ無視セラレタルモノニアラズ就中五木ノ如キハ宅地内ニアルモノタリトモ之レガ伐採ヲ停止セラレタルニ在レトモ五木外ノ立木柴草ノ伐採及ヒ焼畑切畑等ノ開墾ニ至リテハ依然随意ノ処置ニ任サレタルニ付村民共別ニ不自由ヲ感シタル事モアラサリシ降テ廢藩置県ノ後旧名古屋県ノ管轄ヲ筑摩県ニ移サレ尋テ明治七八年ノ交ニ及ヒ木曾山地官民有區別ヲ調査セラル、コト、ナリ時ノ県官本山盛徳氏主任トシテ出張シ而シテ其調査ノ方針ハ毫モ旧来ノ沿革慣行等ハ措テ顧ミス単ニ五木ノ存在スル地ハ悉ク官有ナリト妄断シ儼然口達セラル、ニ至レリ茲ニ於テ村民共ノ驚愕狼狽ハ嘗ナラス再三再四古来ヨリノ沿革ト慣習ヲ披陳シ更ニ相当ノ調査ヲ乞ヒタルモ主任県官ハ頑トシテ陳状ヲ聴取セラレズ強テ哀願スレハ却テ忿激シ時ニ鞭撻セラレ或ハ命令ヲ奉セサルニ於テハ聴訟課ニ引致シ相当ノ刑罰ニ処スベシト威嚇セラル、ガ故従来藩政压抑ノ下ニ生活シ卑屈ニ甘シタル村民共到底意思ヲ貫徹ス可キ氣力モナク止ムナク唯タ命維レ從ヒ遂ニ県官ノ意ノ儘ニ調査ヲ

了セラレ其結果現在ノ如ク村民ノ困憊ヲ醸成シタルモノニ有之候
抑モ木曾谷山林原野ノ面積ノ全部凡ソ四拾余万町歩ハ木曾谷村民ノ自由任意ニ処分シ来リタルニ一朝其面積ノ十中八九迄モ官有地ト定メラレ僅々民有ニ属シタルモノハ概シテ秃山不良ノ部分ナルガ為メ由来山居經營ノ外他事ナキ四万三千有余ノ村民ハ惣チ窮困ニ陥リ寒地必需ノ薪炭ハ申スニ及ハス田畑ノ培養牧馬ノ料ニ供スル芝草下笹等ニ欠乏ヲ告ケ爾来年ヲ経ルニ從ヒ需用ハ倍々増加スルモ其資料ハ逆比例ニ減少シ層一層ノ窮迫ヲ感シツ、アルノミナラズ或ハ家作ノ用材ヲ失ヒ又ハ木工ノ原料ニ乏シク延テ商業ノ不振ヲ来ス等其不便困難ハ殆ント枚挙ニ遑アラサル次第ニ有之試ニ我カ木曾谷村民ニシテ官林盜伐ノ為メ処刑ヲ受ケタルモノ、統計ヲ見レハ明治八年以降今日ニ至ルマテ官林ノ巡邏精密ナルニモ拘ハラス人員九百五十有余ノ多キニ至リ贖罪及追徴金ノ高尅万数千余円ノ巨額ニ達セリ是レ素ヨリ無智蒙昧ノ徒ニシテ毫モ寛仮スヘキモノニアラスト雖トモ然レトモ積年ノ慣行ハ輒ク人民ノ腦底ヨリ去リ難ク四困ノ必須ハ不知不識盜伐ノ弊ヲ醸シ而カモ其罰ヲ厭ハス亦刑余ノ人トナルヲ愧チサルノミナラズ他人ニ於テモ敢テ盜伐シタル者ヲ擯斥スルコトナク却テ之ヲ憐ムガ如キ傾キアルハ実以テ慨嘆ニ堪ヘサル次第ナリト雖トモ亦以テ如何ニ一般村民ノ窘窮ニ遭限シツ、アル歟ヲ推測シ得可シト相信候
又タ曾テ当木曾谷ト同シク旧筑摩県ノ管

轄ニシテ且ツ旧慣ヲ等フセン飛驒国ノ如キハ同一県官本山盛徳氏ノ調査ニ係リ我カ木曾谷ニ対スル処置ト異ルコトナカリシモ其後岐阜県ノ所轄ニ変更セラレタル際再調査ヲ請願シテ聴許セラレ更ニ満足ナル処分ヲ受ケタリ猶惠那郡惠那山ノ如キモ美濃国即チ岐阜県ノ管下ニ属スル部分ハ民有ニ歸シタルモ信濃国ニ属スル部分ハ官有ニ編入セラレ又タ美濃国惠那郡付知村加子田村川上村ノ三ヶ村ニ於テモ旧名古屋藩ノ領地ニシテ林制モ亦タ木曾谷ト異ナルコトナカリシニ飛驒国ト同様旧来ノ慣行ニ遵ヒ官民有ノ区別ヲ定メラレ孰レモ枉屈ノ不幸ヲ免カレタリ是レ則チ当局者ニ於テ明治八年六月地租改正局乙第三号達ヲ正当ニ施行セラレタルニ拠ル可シトハ雖地方ノ人民飽迄自信ヲ主張シ敢テ屈從セサリシ結果ニ外ナラサルベシ然ルニ独リ我カ木曾谷各村民ハ柔弱(ママ)為ナキカ為メ先キニ旧筑摩県属官ノ妄断ヲ以テ定メタル官民有区分ヲ継襲セラル、コト、ナリ現今ノ不幸ニ沈淪シタルモノニ御座候

木曾谷ノ沿革慣行及維新後ノ所置并ニ現在村民ノ境遇概ネ前述ノ事情ニ有之不適當ノ調査ヲ受ケタル以後数年ヲ出テサル今日ニ於テ已ニ斯ノ如シトセハ今後歲月ヲ経過スルニ從ヒ奈何ナル惨状ヲ見ルヤモ難計ト一同憂懼ニ堪ヘサル次第ニ有之候故ニ從順ナル我カ木曾谷村民モ明治十四年中一タヒ惣代ヲ撰ヒ農商務省ヘ再調査ヲ出願シタル処不幸ニモ却下ノ指令ヲ受ケ爾後再議ニ年月ヲ経過スル折柄木曾谷官林ハ総テ御料林ニ移サレタルニ付尚更

ニ輕拳ニ涉ラサル様相慎ミ忍ヒ得可き丈ハ即チ之ヲ忍ヒ今日ニ立至リ候得共今般境界御査定ニ関シ立会ヲ命セラレ候等ノ事アリ村民共ニ於テハ最早此際ヲ黙過セハ到底旧慣ヲ回復スルノ途ナカラント相信シ候ヨリ右立会ヲ躊躇シ而シテ本願書ヲ呈供スルノ止ムヲ得サルニ出タル義ニ有之候

以上陳述仕候通ニ付何卒木曾谷旧来ノ沿革ト慣行トヲ精査セラレ且ハ村民疾苦ノ状態ヲ憫察ノ上明治七年内務省第四百十三号及明治八年地租改正局乙第三号御達ノ主旨ニ基キ更ニ適當ナル境界ニ御改定被成下度別紙証拠書類等相添ヘ此段謹テ奉悃願候

追テ右ハ私共村民全体ヲ代表シ出願仕候義ニ有之尤モ一己人ノ關係ニ属スル分ハ本願中ニ包含セサル次第ニ御座候
明治三十一年六月二十一日

右 榎川村助役

倉沢 謙三

木祖村長

広瀬 司直

奈川村長

勝山 繁藏

日義村長

村上弥惣右衛門

新開村長

松原熊五郎

開田村長

下島 祥平

福島町長

鈴木 義安

三岳村長

原 一郎
 王滝村助役
 家高善太郎
 駒ヶ根村長
 小谷 義介
 大桑村長
 古根 淳
 読書村助役
 鮎沢 謙
 吾妻村長
 原佐左衛門
 神坂村長
 末木兵次郎
 山口村長
 宮下 帛三
 田立村長
 林 茂雄
 宮内大臣子爵 田中光顕殿

及ヒ一般山林ニ就キ官民有區別ヲ調査セラルニ際シ其明山ハ悉ク官有ニ編入シ人民ノ使用權ハ茲ニ全ク奪却セラレ爾來民有山ノ樹木減少スルト共ニ山ニ頼リ営ムノ民業モ亦年一年窮迫ヲ来タシ以テ近時殆ント其困屈ヲ極ムルニ至レリ而シテ官民有調査ノ際ニ於テ時ノ有司タルモノ大ニ抑圧ヲ逞フシ旧慣ノ如何ヲ問ハズ權利ノ存否ヲ論セス擅ニ之ヲ官地ニ編入シ以テ其境界区分ヲ確定シタルヲ聞ク尙當時調査ノ方針ハ専ラ木種ニ依テ其区分ヲ定メタルモノ、如ク五木ノ生立スルケ処ハ民有ノ徴憑アルニ拘ハラス之ヲ官地ニ編入シタルモノアリテ現時其書類ヲ存セルモノ一二ニシテ止ラス其地境界ノ如キモ山頂或ハ水沢等天然ノ地勢ニ基カス嶺腰山腹苟モ五木ノ生立スルケ所ハ地勢ノ如何ヲ酌量セス悉ク官有ニ定シテ以テ今日実地ノ狀況ハ犬牙相錯綜シ一見正当ノ境界タルヲ認メ難キモノアリ故ニ往々境界ノ訴訟ヲ惹起シ或ハ僅ニ一ノ立木伐採ヨリ官民所有ノ争論ヲ醸成スルニ至リ近時益多端ナラントス是山野自然ノ地形ニ基カス専ラ五木ヲ目的トシテ定ムルノ方針ニ出テタルモノニシテ之ヲ町村ノ実況ニ対照セハ敢テ断定ヲ下タスニ難カラサル処トス抑モ本郡ノ地勢タル県下西南隅ニ僻在シ東南一帶ハ駒ヶ岳ノ山脈ヲ以テ上下伊那ト分界ヲナシ西北ハ繞ラスニ御嶽乗鞍等ノ高山ヲ以テ飛濃兩國ニ連リ其各山脈ハ郡ノ中部ニ重疊起伏シ木曾川ノ急流東北ヨリ西南ニ貫通セリ此山谷ノ間ニ介在シテ十六ヶ町村ヲ成ス地域極テ広濶総面積大凡四拾万町歩ナルモ其九

史料 2.

「御料林哀願ニ関スル義ニ付上申過般本郡十六ヶ町村長ヨリ連署具申ニ係ル御料林哀願ニ関スル件ニ付旧記ヲ閲シ沿革ヲ探リ且町村実地ノ概況ヲ踏査シ精密調査ヲ遂ケ候処本郡ハ古來所謂木曾谷ニシテ住民ハ専ラ採樵開墾等山ニ頼ルノ作業ヲナシ生計ヲ営ミタリ其當時ニ於ケル林制ハ巢山留山明山ノ三種ニ分チ明山ト称スルモノ其大部分ヲ占ム而シテ巢山留山ハ固ヨリ斧斤ヲ禁セラレタルモ明山ト称スル山林ニ至テハ五木ノ外伐木採草等人民任意ノ使用収益ニ委シ曾テ^(ママ)ノ鈴制スル処アラサリシハ古書類ニ徴シ明確ナル事實ナリトス降テ明治七八年ノ交ニ

(ママ)
分即チ三拾九万余町歩ハ山野ニシテ田畑
耕地ハ僅々四千六百町歩ニ達セス然而シ
テ三十九万町歩ノ山林中殆ント三十五万
余町歩ハ御料林ニシテ其民有ニ属スルモ
ノハ纔ニ四万余町歩ニ過キス如之此一部
分ノ民有林ハ郡下至ル処濫伐ノ極悉ク山
骨露出地盤荒廢殆ント不毛ニ属シ其凄愴
悲惨ノ状視ルニ忍ヒサルモノアリ況ンヤ
寒地必要ノ薪炭田畑培養ノ柴草ノ如キ家
作ノ資料ノ如キ欠クヘカラサル原料モ愈
益窮乏ヲ告ケ其他漆器桧物製造ノ如キ工
業ニ属スルモノハ原料ノ欠乏ニ基因シ逐
年衰頽ノ状ヲ来シ所謂山ニ頼ルノ事業ハ
殆ント営ムヘカラサルノ惨状ヲ呈スルモ
ノアルニ於テヲヤ就中楢川村木祖村ノ如
キ纔ニ木櫛ヲ挽キ以テ生計ヲ営ムモノ其
原料ヲ御料林ニ仰クト雖トモ木代高騰ニ
シテ収支相償ハス為ニ廢業一家挙テ他方
ニ移住シ空屋廢舎ヲ生スルモノ比々之アリ
又以如何ニ民力ノ疲弊センカヲ窺知ス
ルニ足ルベシ惟フテ此ニ至レハ転タ慨歎
ニ堪ヘサルナリ其松柏蔚然林相ノ美ナル
モノハ一目御料林タルヲ識リ得ヘク地皮
剝脱秃山骨立スル処ハ問ハスシテ民有タ
ルヲ知り得ヘシ夫レ然リ而シテ今日蔚然
タル山林ハ多ク從來ノ明山ト称スルケ所
ニシテ伐木開墾等人民任意ニ使用収益ヲ
ナスノ慣行ヲ存シタリシヲ以テ民林ノ荒
廢ニ伴ヒ益々御料ノ山林ヲ羨望シ盜伐ノ
弊風ヲ生シ甚シキハ寧ロ法網ニ触ル、モ
一家餓死スルニ勝ルノ決心ヲナスニ至リ
明治七八年調査ノ不当処分ニ出テタルヲ
鳴ラシ怨嗟ノ声熄ム時ナク從テ制スレハ
從テ犯シ到底限リアルノ吏員ヲ以テシテ

周密山林ノ取締ニ當ラシメントスルモ得
テ望ムヘカラサルノ状況ナリトス且又犬
牙錯互ノ境界ニ就テハ各村其所有ヲ争ヒ
近時着手セラレタル境界調査ニ際シ積年
ノ不平ハ一時ニ迸発シ百方慰諭スルモ殆
ント命ニ応スルモノナク遂ニ中止ノ已ム
ヘカラサルニ至レリ是レ固ヨリ穩当ノ所
為ニアラスト雖トモ一般人民カ官民有区
分ノ際旧慣ヲ断改セラレタルヲ遺憾トシ
且ツ木種ニ依テ定メタル境界区分ノ不平
ヲ深ク腦裡ニ印セルノ結果ニ外ナラサル
ベシ現時ノ状況ニシテ等閑ニ付シ更ニ顧
ミル所ナクンハ御料林ト人民トノ關係ハ
益多難ニシテ将来如何ナル災害ヲ生セン
モ亦予測スヘカラス是レ小官ノ夙ニ憂慮
ニ耐ヘサル処ナリ翻テ明治七年十一月内
務省第四百十三号及明治八年六月地租改
正局乙第三号達等官民有區別ヲ定ムル標
準ニ関スル法規ヲ按ンスルニ當時右明山
ノ如キ古來人民ニ於テ自由進退シ伐木採
草ヲナシ来レルモノハ假令民有ノ確証ナ
キモ其慣行ニ因リ宜シク之ヲ民地ニ編入
スヘキ法意ナルカ如シ現ニ其林制ヲ同シ
クセル隣県飛驒国及美濃国ニ於テハ木曾
山林ト同シク一旦官有地ニ編入セラレタ
ルヲ更ニ再調査ヲ申請シタルニ旧來ノ慣
行ニ依リ之ヲ民地ニ引直サレタリト聞ク
然ルニ本郡木曾山林ニ付テハ明治十四年
以降屢下戻ノ義ヲ申請セルモ不幸採納セ
ラレス爾來幾多ノ歲月ヲ重子権原確定ノ
今日ニ於テ復タ如何トモスヘカラスト雖
トモ明治三十二年四月十七日法律第九
十九号ヲ以テ国有土地森林原野下戻法ノ発
布セラル、アリ独り御料林ニ就テノミ此

恩沢ヲ蒙ラサルノ不幸ヲ觀ルニ至テハ民
心益激昂^(ママ)シ底止スル処ヲ知ラサルヘク顧
ミテ人民窮迫ノ狀況ハ前述ノ如ク實ニ予
想外ニシテ憫然ニ耐ヘサルモノアリ今之
カ統計ヲ挙クレハ別紙調書ノ如ク民有山
林ノ樹木ハ僅カ数年ヲ出テスシテ減尽ス
ルノ結果ヲ見ルニ至リ實ニ寒心ニ堪ヘサ
ルナリ今ニシテ之レカ救済ノ方法ヲ講セ
サレハ本郡ノ前途ヲ如何セン之ヲ要スル
ニ此際断然再調査ヲ挙行セラレ其山復嶺
腰ニ於ケル犬牙錯互ノ境界ハ成ルヘク之
ヲ天然ノ地勢ニ依リ動カスヘカラサル境
域ヲ画シ民有ニ介在スル部分ノ如キハ勿
論古來分収ノ事實アリシ山林ノ内別紙下
戻ヲ受クヘキ箇所取調并付屬図面ノ場所
ヲ民有ニ下戻シ以テ人民多年ノ宿望ニ對
シ此際特ニ恩典ニ浴セシメハ永ク境界紛
争ノ弊根ヲ絶ツニ至ルヘク又一般人民ヲ
シテ盜伐ノ惡風ヲ矯メ御料林愛護ノ感念
ヲ養成セシムルノ手段トシテ別紙規約ヲ
設ケシムルト共ニ一方郡内民有山ニ就テ
ハ普ク植樹ノ方法ヲ勵行シ努メテ民力百
年ノ養成ヲ期セシメ尚且恩典ヲ蒙リタル
山林ニ付テハ郡ニ於テ監督保護ヲ嚴ニシ
人民ヲシテ濫リニ伐採セシムル事ナク一
般ヲシテ永ク皇恩ノ優渥ニ答フルノ実ヲ
挙ケシメ度候間特別ノ御詮議ヲ以テ何分
ノ恩典ニ浴スル様御取計相成度別紙關係
書類相添ヘ此段及上申候也

明治三十二年四月廿九日

西筑摩郡長 渡辺秀之丞

長野県知事 園山勇殿

史料 3.

御料地境界改定ノ件具申

西筑摩郡福島町外拾五ヶ村長ノ共同出願
ニ係ル御料地境界改定ノ件調査候処
西筑摩郡ハ古來之ヲ木曾谷ト唱ヘ県下ノ
西南隅ニ僻在スル寒地ニシテ東南ハ駒ヶ
岳ノ山脈ヲ以テ上下伊那兩郡ニ接シ西北
ハ御嶽乘鞍ノ峻嶺ヲ以テ濃飛兩國ニ界シ
山岳重疊起伏シ平坦肥沃ノ地ニ乏シク農
業ヲ営ム能ハサルヨリ住民概ネ採樵ヲ事
トシ自由ニ山林ヲ伐採シテ專ラ世計ノ資
ニ供シタルモノナリ偶々寛文ヨリ享保ニ
至ルノ間旧尾州藩ニ於テ巢山留山ナルモ
ノヲ設ケ地域ヲ限リテ人民ノ入山伐木ヲ
禁止シ或ハ木種ヲ指定シテ其伐採ヲ停止
シタル事アリシモ明山ハ依然人民ノ分収
スル所ニ委シテ更ニ之ヲ羈束セサリシ然
ルニ明治七八年ノ交一般山野ノ官民有区
別ヲ調査スルニ際シ時ノ調査官ハ木曾谷
山野ノ総面積大凡四拾万余町歩ノ内約三
拾五万余町歩ヲ挙ケテ之ヲ官有ニ編入シ
入山ヲ禁止シタルヲ以テ木曾谷四万三千
有余ノ住民ハ當時民有ニ歸シタル僅々四
万余町歩ノ山野ニ頼リ木材ノ供給ヲ仰カ
サルヘカラサルニ至リタルヲ以テ山林忽
チ荒廢シテ山骨露出シ寒地日用ノ薪炭材
ノ如キ家屋建築ノ用材ノ如キ其他工業上
必要ノ原料ノ如キ年ヲ追テ益欠乏ヲ告ケ
材価頻リニ騰貴シテ再ヒ林業ヲ営ムヲ得
サルノ窮境ニ沈淪シ民カ疲弊シテ復如何
トモナスヘカラサルニ至リ四囲ノ必須ハ
漸ク盜伐ノ弊ヲ生シ甚シキニ至リテハ犯
人其罰ヲ甘シ又刑余ノ人タルヲ愧チサル
ノミナラス他人ニ於テモ敢テ擯斥スルコ

トナク却テ之ヲ憐ムノ傾向ヲ呈シ又境界ノ錯綜セルヨリ紛議百出シテ各町村所有ヲ争ヒ其局御料地ヲ怨嗟シテ相互ノ関係日ニ益相乖離セントスルノ情勢ヲ顕ハセリ蓋シ事ノ茲ニ至リタル所以ノモノハ官民有區別調査ノ際一ハ旧来ノ慣行ヲ顧ミス殆ント山野ノ全部ヲ拳ケテ官有ニ編入シタルヨリ需用供給其衡平ヲ失シ村民窮迫シテ他ニ頼ルヘキノ途ナキニ出テ一ハ自然ノ地形ニ拠ラス停止木ノ有無ヲ以テ其區別ヲナシタルヨリ境界自ラ錯綜シテ遂ニ不明ニ陥リタルニ由ルモノニシテ現ニ御料地ト民地トノ境界犬牙錯綜スルヲ觀ルモ又実地ノ狀況ニ照スモ自然ノ地形ニ基カス強テ人為ノ標識ヲ設ケ以テ官民有地ノ區別ヲナシタルモノナル事明カナル義ト思考致候

官民有區別調査ノ妥当ナラサル事右ノ如ク又住民ノ御料地ニ対スル情況此ノ如シ而シテ国有土地森林原野ニ在テハ明治三十二年四月法律第九十九号ヲ以テ従来分収ノ事実アルモノハ其權利ヲ回復スルヲ得ルコト、セラレタリ該法律ハ素ヨリ御料地ニ適用スルヲ得サルハ明カナリト雖モ然レトモ其沿革ヲ釋ヌレハ官民有區別調査ノ際共ニ等シク官有ニ編入セラレ全ク其性質ヲ同フスルモノナルニ彼ハ国有林野ナルヲ以テ分収權ヲ回復シ此ハ御料地ナルノ故ヲ以テ枉屈シテ其權利ヲ伸暢スルヲ得サルモノトセハ彼是公平ヲ欠クノミナラス民心益激昂シ民力愈困憊シテ将来如何ナル災害ヲ生スルニ至ルヤ測ルヘカラス之ヲ既往ニ徴シ之ヲ将来ニ推セハ實ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ故ニ御

料地ニ付テモ亦此際右法律ノ趣旨ニ則リ分収ノ事実アル木曾谷ノ明山ニ対シテハ分収權ヲ与ヘ又境界ノ錯綜スルモノハ自然ノ地形ニ拠リ之ヲ改定セラレン事切望ニ堪ヘサル次第ニ有之候然レトモ人民ヲシテ自由ニ御料地内ニ入り収益セシムルハ将来ノ管理上其策ヲ得タルモノニ無之被存候ニ付分収權ニ換フルニ所有權ヲ以テシ別紙取調書ノ箇所ヲ民有ニ下戻サル、ニ至ラハ境界ノ紛争其跡ヲ歛メ盜伐ノ弊風其根ヲ絶チ住民長ク其恩沢ニ浴スルヲ得ン若シ夫レ下戻ヲ受ケタル山野ニ至リテハ是ヲ郡有トシ郡制ノ定ムル所ニ拠リ管理規則ヲ設ケテ之ヲ管理セシメ民林ノ荒廢ニ屬スルモノハ普ク植樹ノ方法ヲ講シテ之ニ造林セシメ又御料地ニ対シテハ別紙ノ趣旨ニヨリ規約ヲ設ケテ之ヲ愛護シ以テ皇恩ノ優渥ニ答フルノ実ヲ拳ケシメ度候間特別ノ御詮議相成候様致度別紙關係書類相添ヘ此段具申候也

明治三十二年五月廿七日

長野県知事 園山勇 印

宮内大臣子爵 田中光顯殿

(以上いづれも、『明治三十一・二年 木曾谷山地旧官民有境界改定哀願ニ対スル取調書』、所収。県庁文書)

※

最後に末筆ながら、史料収集にあたって御世話になった長野県庁県政資料室の青木善治郎氏・佐藤誠一氏、長野県立図書館、平沢清人氏、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫に謝意を表したい。